

2.9. フィリピン

2.9.1. 調査の方法

文献調査を行った。文献調査の対象は、法文、論文、報告書、専門書籍等である。参照した法文については、2.9.1. (3) で示す。邦文はJETOC、英文は各省庁のホームページ等を参照した。なお法文については、フィリピンでは英語が公用語として用いられているため、各省庁のホームページで英語の原文にあたることのできる。

なお、法令は頻繁に改正されることがある。最新の状況や解釈等についてフィリピン政府が発表した原典を確認されたい。

2.9.2. 調査の結果

(1) 背景

フィリピンでは、他の東南アジア諸国と同様に経済発展に伴って都市へ人口が集中し、マニラ首都圏を中心として大気汚染、水質汚濁、廃棄物処分が大きな問題となっている。これらの環境問題に対処する環境行政は、1986年の新憲法¹制定以前は様々な部局が担当し統一的になされていなかったが、新憲法制定とともに環境行政機構が改組され、環境天然資源省 (Department of Environment and Natural Resources ; DENR) が担当することとなった。同省は、持続可能な発展を実現するため、環境と天然資源に関する政策を決定し、開発行為と環境管理のバランスをとることを任務とし、化学物質管理制度を担う有害物質及び有害・核廃棄物管理法、排出規制に関する法令を所管している²。フィリピン国内では、経済成長に伴って化学工業が成長し、現在は300社以上が化学物質及び化学品を製造し、その3分の1以上がフィリピンのトップ1000企業となっている³。

この他、労働安全衛生に関する法は労働雇用省が、消費者製品や食品添加物に関する法は保健省が所管しており、比較的法制度の整備が進んでいるといえるだろう。

一方で、フィリピンにおける法令の要求基準は国際レベル並みであるにも関わらず、政府の規制・施行能力の問題、企業の法令遵守能力・意識の低さから、遵守がなされていないとの指摘がある⁴。

(2) 全体的な状況

フィリピンの化学物質管理の全体的な状況は、以下のとおりである（ここでは当該国の全体感や特徴を掴みやすいよう、概要を示すこととし、具体的な事実や詳細は、次項の(3)で示す。）。

¹ 1987年に制定された憲法では、「フィリピン国家は、自然と調和を図り、バランスが取れ、かつ健全な生態環境を享受する国民の権利を保護し、強化するものとする」と規定されている。

²(財)地球・人間環境フォーラム「日系企業の海外活動に当たっての環境対策(フィリピン編)」(平成9年3月)

³ Handbook Chemcon the Americas 2010

⁴ RVR Center for Corporate Responsibility, "State of Governance: Philippines", Managing corporate Governance in Asia, Issue 4, 2001-2002

<http://www.asria.org/publications/lib/country/philippines.pdf>

・法体系：

日本の化審法に当たるような既存化学物質リスト、新規化学物質の審査・届出制度を有する法律として、有害物質及び有害・核廃棄物管理法（Toxic Substances and Hazardous and Nuclear Wastes Control Act of 1990 (Republic Act 6969)）（図表 2.9-4 参照）を制定している。

・既存化学物質リスト：

上記有害物質及び有害・核廃棄物管理法のもとで、既存化学物質リスト（Philippine Inventory of Chemicals and Chemical Substances ; PICCS）を整備している。これはフィリピンにおいて製造、輸入、販売、使用されているすべての既存化学物質のリストであり、企業からの報告に基づき整備され、2000年に公開されたものには約 24,000 物質が記載されている⁵。

・新規化学物質の事前審査：

PICCS に記載されていない新規化学物質については、事前に届出をし、（Pre-Manufacture and Pre-Importation Notification (PMPIN)）審査を受けることとなっている。

・ハザード管理、リスク管理：

フィリピンでは、有害・核廃棄物管理法に基づく優先化学物質をハザードだけでなく実際の製造輸入の有無、及びその量の観点で選定している。国内で製造輸入されているすべての既存化学物質のリスト（PICCS）を整備し、定期的（5年ごと）に製造輸入量の届出を義務づけている。

消費者製品の管理制度は、米国における消費者製品ラベルとほぼ同様のリスクベースのアプローチを採用している。

また、環境経由の健康リスクの評価方法について Philippine National Framework and Guidelines for Environmental Health Impact Assessment に定められている。

・GHS：

GHS の導入を進めるため、2009年に関係省庁の役割を確認し省庁間委員会を設置している。具体的な制度構築は、現在各省庁で進められているところであり、環境天然資源省が一般化学品についてラベリング（表示）及び SDS を要求する規則

⁵ フィリピン環境管理局 <http://www.emb.gov.ph/eeid/PICCS.htm>

の草案を策定し、2011年3月現在パブリックコメントの募集を実施しているところである。

・海外の影響：

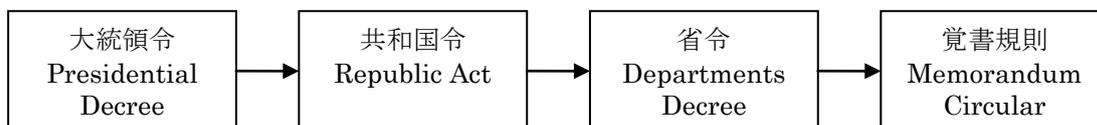
有害物質及び有害・核廃棄物管理法に基づく優先化学物質（Priority Substance List）の選定にあたっては、オーストラリア、シンガポール、日本、米国、カナダ等の規制対象物質リストを参照している⁶。

労働法及び労働安全衛生基準は、米国の基準をモデルとして定められているほか、消費者製品の管理制度は、米国における消費者製品ラベルとほぼ同様のリスクベースのアプローチを採用している。

(3) 法体系

フィリピンは、77の州から構成される立憲共和国である。その政治機構は、植民地支配下にあった米国の影響を強く受けており、基本的には同国型の大統領制を採用している。またフィリピンの法体系は、スペイン、米国に植民地支配を受けた歴史的経緯により古いスペイン法の体系に新しい米国型の法体系が重なり、且つ植民地時代の法律と独立以降の大統領令が交錯し合う等、全般にきわめて複雑と言われる⁷。

フィリピンの化学物質管理の法体系は、図表 2.9-1 及び図表 2.9-2 のとおりである。



図表 2.9-1 フィリピンの基本的な法体系

⁶ インタビューでは、オーストラリア、シンガポール、米国、日本等を参考にしたという回答があった。

⁷ 大蔵省「アジア9カ国の倒産法制度の現状と実際の運用」（2000）

2 アジア諸国における化学物質管理制度の現状に関する調査

2.9 フィリピン

図表 2.9-2 フィリピンの化学物質管理の法体系

分野 ((a)(b)(c)等は 報告書の項 番号と一致)	日本の 該当法令 (法律を 掲載)	法令名	法文 (◎は調査で主に使用したもの)	所管官庁
(a) -1 化学物質一 般	化審法	有害物質及び有害・核廃棄物管理法 Toxic Substances and Hazardous and Nuclear Wastes Control Act of 1990 (Republic Act 6969)	◎英語： 環境省環境管理局 (Environment Management Bureau ; EMB) http://cdmdna.emb.gov.ph/elaws/Images/RA%206969.pdf ◎日本語： JETOC (1993) 「フィリピン共和国法律 6969 (化 学物質管理法) 同施行規則及び規制」平成 5 年 10 月	環境天然資源省 (Department of Environment and Natural Resources ; DENR) http://www.denr.gov.ph/
		RA6969 施行規則 DENR Administrative Order DAO 1992-29 Implementing Rules and Regulations of Republic Act 6969	◎英語： 環境省環境管理局 (EMB) http://cdmdna.emb.gov.ph/elaws/Images/DAO%201992-29.pdf ◎日本語： JETOC (1993) 「フィリピン共和国法律 6969 (化 学物質管理法) 同施行規則及び規制」平成 5 年 10 月	環境天然資源省 (DENR) http://www.denr.gov.ph/
		化学品管理令 Chemical Control Orders		環境天然資源省 (DENR)
		・水銀とその化合物(DAO 97-38)	◎英語： 環境省環境管理局 (EMB) http://cdmdna.emb.gov.ph/elaws/Images/DAO%201997-38.pdf	http://www.denr.gov.ph/
		・シアン化物とその化合物(DAO 97-39)	◎英語： 環境省環境管理局 (EMB) http://cdmdna.emb.gov.ph/elaws/Images/DAO%201997-39.pdf	

2 アジア諸国における化学物質管理制度の現状に関する調査

2.9 フィリピン

分野 (a)(b)(c)等は 報告書の項 番号と一致)	日本の 該当法令 (法律を 掲載)	法令名	法文 (◎は調査で主に使用したもの)	所管官庁
		・アスベスト(DAO 2000-02)	◎英語： 環境省環境管理局 (EMB) http://cdmdna.emb.gov.ph/elaws/Images/DAO%202000-02.pdf	
		・オゾン層破壊物質(DAO2004-08 (DAO 2000-18 の改正))	◎英語： 環境省環境管理局 (EMB) http://cdmdna.emb.gov.ph/elaws/Images/DAO%202004-08.pdf	
		・PCB(DAO 2004-01)	◎英語： 環境省環境管理局 (EMB) http://cdmdna.emb.gov.ph/elaws/Images/DAO%202004-01.pdf	
		・カドミウム、ヒ素、塩化ビニル、ベンゼン、六価クロムについては、今後 CCO 公布予定。	◎英語： 環境省環境管理局 (EMB) http://cdmdna.emb.gov.ph/elaws/Images/DAO%202005-05.pdf	
		・鉛については、ドラフトが公開されている。	◎英語： 環境省環境管理局 (EMB) http://www.emb.gov.ph/chemicals/docs/3rd%20Draft%20DENR%20Administrative%20Order-CCO%20for%20Lead%20-%202011-17-10.pdf	
労働安全衛生	労安法	労働法 The Philippine Labor Code	◎英語： 労働雇用省 (Department of Labor and Employment ; DOLE) http://www.dole.gov.ph/labor_codes.php	労働雇用省 (DOLE) http://www.dole.gov.ph/
		労働安全衛生基準 The Occupational Safety and Health Standards, (OSHS), 1978	◎英語： 労働雇用省 (DOLE) 、労働基準局 (Bureau of Working Conditions ; BWC) http://www.admired.ph/bwccms/userfiles/file/occupational_safety_and_health_standards.pdf	労働雇用省 (DOLE) http://www.dole.gov.ph/

2 アジア諸国における化学物質管理制度の現状に関する調査

2.9 フィリピン

分野 (a)(b)(c)等は 報告書の項 番号と一致)	日本の 該当法令 (法律を 掲載)	法令名	法文 (◎は調査で主に使用したもの)	所管官庁
(a)-2 化学物質一 般 (GHS)	化管法、 労安法等	GHS の採択と実施に関する共同省令 The Adoption and Implementation of the Globally Harmonized System of Classification and Labeling of Chemicals (GHS) Joint DTI-DENR-DA-DOF-DOH-DILG-DOLE-DOTC Administrative Order No. 01 Series of 2009 ⁸	◎英語： 労働雇用省 労働安全衛生センター (DOLE Occupational Safety and Health Center) http://cloud.eacomm.com/oshc2010/UserFiles/oshc2010/file/GHS-JAO-(Joint-Admin-Order)-Final-signed-copy.pdf	貿易産業省 (DTI) http://www.dti.gov.ph/ 環境天然資源省 (DENR) http://www.denr.gov.ph/ 農業省 (DA) http://www.da.gov.ph/welcome.html 財務省 (DOF) http://www.dof.gov.ph/ 保健省 (DOH) http://www.doh.gov.ph/ 自治省 (DILG) http://www.dilg.gov.ph/ 労働雇用省 (DOLE) http://www.dole.gov.ph/ 交通通信省 (DOTC) http://www.dotc.gov.ph/
		SDS 及びラベリング要求、有害性分類に関する規則及び 手続[草案] [3rd DRAFT] Rules and Procedures for the Safety Data Sheet (SDS), Labeling Requirements and Hazards Classification under DENR Administrative Order No. 29, Series of 1992 of Republic Act 6969 for the Adoption and Implementation of the Globally Harmonized System (GHS)	◎英語： 環境省環境管理局 (EMB) http://www.emb.gov.ph/chemicals/docs/DRAFT%20DAO%20GHS-12-27-10%20-%20Rev2.pdf	環境天然資源省 (DENR) http://www.denr.gov.ph/

8

<http://www.boi.gov.ph/image/joint%20administrative%20order%20no.%201%20series%20of%202009%20-%20the%20adoption%20and%20implementation%20of%20ghs.pdf>

2 アジア諸国における化学物質管理制度の現状に関する調査

2.9 フィリピン

分野 (a)(b)(c)等は 報告書の項 番号と一致)	日本の 該当法令 (法律を 掲載)	法令名	法文 (◎は調査で主に使用したもの)	所管官庁	
特 定 用 途	(b) 毒物	毒劇法	家庭用に用いられる有害物質の表示、販売、流通に関する規制 (大統領令 881) Presidential Decree 881 Regulation Labeling, Sale and Distribution of Household Hazardous Substances	◎英語： 食品医薬品庁 (Food and Drug Administration ; FDA) http://www.bfad.gov.ph/cfc/pdf.cfm?pdfid=693 [PDF]	保健省 (Department of Health ; DOH) http://www.doh.gov.ph/
	(c) 危険物	消防法	消防法 Implementing Rules and Regulations 【IRR】 of Republic Act No. 9514, Otherwise Known as the “FIRE CODE OF THE PHILIPPINES OF 2008” (PD 1185)	◎英語： 消防局 (Bureau of Fire Protection ; BFP) http://www.bfpresponse.gov.ph/RA9514%20IRR%20Signed%20by%20SILG.pdf	消防局 (BFP) http://www.bfpresponse.gov.ph/
	(d) 食品添 加物	食品衛生 法等 (薬事 法)	食品、医薬品及び化粧品法 Food, Drug, and Cosmetic Act (Republic Act No. 3720)	◎英語： 食品医薬品庁 (FDA) http://www.bfad.gov.ph/cfc/pdf.cfm?pdfid=691	保健省 (DOH) http://www.doh.gov.ph/
			食品添加物に関するガイドライン Regulatory Guidelines Concerning Food Additives (AO 088-A s. 1984)	◎英語： 食品医薬品庁 (FDA) http://www.bfad.gov.ph/pdf/RegulatoryGuidance/food/ao/AO088-As1984.pdf	
			食品の包装とラベルに関する規則 Rules and Regulation Governing the Labeling of Prepackaged of Food Products Distributed in the Philippines	◎英語： 食品医薬品庁 (FDA) http://www.bfad.gov.ph/pdf/RegulatoryGuidance/food/ao/AO088-Bs.1984.pdf	
			食品用着色剤の輸入管理規則 Regulations Governing Importation of Food Color Additives	◎英語： 食品医薬品庁 (FDA) http://www.bfad.gov.ph/pdf/RegulatoryGuidance/food/ao/AO112s1985.pdf	
			非栄養性甘味料に関する規則 Regulation on Non-Nutritive Sweeteners Applicable to Both Food & Drugs	◎英語： 食品医薬品庁 (FDA) http://www.bfad.gov.ph/pdf/RegulatoryGuidance/food/ao/AO103-As1984.pdf	

2 アジア諸国における化学物質管理制度の現状に関する調査

2.9 フィリピン

分野 (a)(b)(c)等は 報告書の項 番号と一致)	日本の 該当法令 (法律を 掲載)	法令名	法文 (◎は調査で主に使用したもの)	所管官庁
(e) 消費者 製品	有害物質 を含有す る家庭用 品の規制 に関する 法律	消費者法 Consumer Act No.7394 (Republic Act 7394)	◎英語： 食品医薬品庁 (FDA) http://www.bfad.gov.ph/cfc/pdf.cfm?pdfid=699	保健省 (DOH) http://www.doh.gov.ph/
		家庭用に用いられる有害物質の表示、販売、流通に関する規制 (大統領令 881) Presidential Decree 881 Regulation Labeling, Sale and Distribution of Household Hazardous Substances 「特定用途」の「毒劇法」に同じ	◎英語： 食品医薬品庁 (FDA) http://www.bfad.gov.ph/cfc/pdf.cfm?pdfid=693 [PDF]	保健省 (DOH) http://www.doh.gov.ph/
(f) 建材	建築基準 法	—	—	—
排 出 規 制	(g) 大気・水 質・土壌 防止法	大気浄化法 Clean Air Act of 1999, RA8749 (Act providing for a Comprehensive Air Pollution Control Policy and for Other Purposes)	◎英語： 環境省環境管理局 (EMB) http://cdmdna.emb.gov.ph/elaws/Images/RA%208749.pdf	環境天然資源省 (DENR) http://www.denr.gov.ph/
		大気浄化法施行規則 Implementing Rules and Regulations for RA 8749 (DAO 2000-81)	◎英語： 環境省環境管理局 (EMB) http://cdmdna.emb.gov.ph/elaws/Images/DAO%202000-81.pdf	
		水質浄化法 Clean Water Act (Republic Act No. 9275) An Act Providing for a Comprehensive Water Quality Management and for other purposes.	◎英語： 環境省環境管理局 (EMB) http://cdmdna.emb.gov.ph/elaws/Images/RA%209275.pdf	
	水質汚濁 防止法	水質浄化法施行規則 Implementing Rules and Regulations of the Philippine Clean Water Act of 2004 (Republic Act No. 9275). (DAO 2005-10)	◎英語： 環境省環境管理局 (EMB) http://cdmdna.emb.gov.ph/elaws/Images/DAO%202005-10.pdf	環境天然資源省 (DENR) http://www.denr.gov.ph/
		水質基準 DAO 1990-35 Revised Effluent Regulations of 1990, Revising and Amending the Effluent regulations of 1982	◎英語： 環境省環境管理局 (EMB) http://cdmdna.emb.gov.ph/elaws/Images/DAO%201990-35.pdf	

2 アジア諸国における化学物質管理制度の現状に関する調査

2.9 フィリピン

分野 ((a)(b)(c)等は 報告書の項 番号と一致)	日本の 該当法令 (法律を 掲載)	法令名	法文 (◎は調査で主に使用したもの)	所管官庁
	土壌汚染 対策法	—	—	—
(h)PRTR	化管法	セルフモニタリングレポートの作成提出に関する行政命令 Amending DAO 26, DAO 29 and DAO 2000-81 among others on the Preparation and Submission of Self-Monitoring Report (SMR) (DAO 2003-27)	◎英語： 環境省環境管理局 (EMB) http://www.emb.gov.ph/laws/water%20quality%20management/dao03-27-FINAL%20manual%20SMR%20.pdf	環境天然資源省 (DENR) http://www.denr.gov.ph/
		修正汚染監視事業者に関する回覧覚書 Amending Memorandum Circular No. 02 Series of 1981: Appointment/Designation of Pollution Control Officers	◎英語： フィリピン経済区庁 (Philippine Economic Zone Authority) http://environment.peza.gov.ph/getfile.php?fileid=29	環境天然資源省 (DENR) http://www.denr.gov.ph/

2 アジア諸国における化学物質管理制度の現状に関する調査
2.9 フィリピン

なお、以上の法令の所管官庁の連絡先の一覧は、図表 2.9-3 に示すとおりである。

図表 2.9-3 フィリピン化学物質関係の法令の所管官庁の連絡先

政府	対象法令、規則	コンタクト先
環境天然資源省 Department of Environment and Natural Resources (DENR)	有害物質及び有害・核廃棄物管理法 Toxic Substances and Hazardous and Nuclear Wastes Control Act of 1990 (Republic Act 6969) 化学薬品管理令 Chemical Control Orders	Visayas Avenue, Diliman, 1100 Quezon City, Philippines Tel No:+63-2-929-6626 http://www.denr.gov.ph/ RAFLORES, LILIA SD. Chief, Planning & Program Division 929-6633 to 35 loc. 2117; ppd@denr.gov.ph DE LEON, ROBERTO L. OIC-Chief, Management Information Systems Division 926-0553; 929-6633 to 35 loc. 2045; misd@denr.gov.ph
環境管理局 Environmental Management Bureau (EMB)	有害物質及び有害・核廃棄物管理法 Toxic Substances and Hazardous and Nuclear Wastes Control Act of 1990 (Republic Act 6969) 化学薬品管理令 Chemical Control Orders	DENR Compound, Visayas Avenue Diliman, Quezon City Tel No: 928-3725 email: emb@emb.gov.ph CUNA, ATTY. JUAN MIGUEL T. OIC-Director, Environmental Management Bureau 927-1517, 928-37-82, fAX.9271518 http://www.emb.gov.ph
労働雇用省 Department of Labor and Employment (DOLE)	労働法典 The Philippine Labor Code 労働安全衛生基準 The Occupational Safety and Health Standards, (OSHS), 1978	Muralla St. cor. Gen. Luna St., Intramuros, 1002 Manila, Telephone Number 908-2917 http://www.dole.gov.ph/ Rosalinda D. Baldoz Secretary Tel No: loc. 701, 703, 704, 706, 707 Fax No: 527-3494 Email: secrdb@dole.gov.ph
労働雇用省 労働基準局 Bureau of Working Conditions (BWC)	労働法典 The Philippine Labor Code 労働安全衛生基準 The Occupational Safety and Health Standards, (OSHS), 1978	3rd Floor, DOLE, Building, Intramuros, Manila TEL: 908-2917 bureauofworkingconditions@gmail.com bwcdole@gmail.com http://www.admired.ph/bwccms/default.aspx Atty. Marissa C. Mapalo Chief, Labor Standards Review and Appeals Division Tel No: loc. 302 Fax No: 523-1749
労働雇用省 労働安全衛生セ ンター Occupational Safety and Health Center (OSHC)	労働安全衛生基準 The Occupational Safety and Health Standards, (OSHS), 1978	North Ave. cor. Agham Road Diliman Quezon City Philippines 1104 Telephone Numbers: +(632) 928-6690, +(632) 928-6728 ,+(632) 928-6755 ,+(632) 928-6738 +(632) 929-6036 to 39 Fax No. +(632) 929-60-30 oshcenter@oshc.dole.gov.ph oshc_dole@yahoo.com

2 アジア諸国における化学物質管理制度の現状に関する調査
2.9 フィリピン

政府	対象法令、規則	コンタクト先
		<p>http://www.oshc.dole.gov.ph/ http://oshc.dreamhost.com/</p> <p>Dr. Maria Beatriz G. Villanueva Chief, Health Control Division Tel No: loc. 104 / 105; 928-6756; 924-2412</p>
保健省 Department of Health (DOH)	<p>食品、医薬品及び化粧品法 Food, Drug, and Cosmetic Act (Republic Act No. 3720)</p> <p>食品添加物 食品添加物に関するガイドライン Regulatory Guidelines Concerning Food Additives (AO 088-A s. 1984) 着色料に関する規定 Regulation Governing Importation of Food Color Additives AO112s1985 甘味料に関する規定 Regulation on Non-Nutritive Sweeteners applicable to both Food and Drugs AO 103-A s. 1984</p> <p>消費者製品 消費者法 Consumer Act No.7394 (Republic Act 7394)</p>	<p>San Lazaro Compound, Tayuman, Sta. Cruz, Manila, Philippines 1003 Telephone: (632) 743-8301 to 23 Fax : (632) 711-6744 http://www.doh.gov.ph/</p> <p>POLICY, STANDARDS DEVELOPMENT AND REGULATION CLUSTER 743-8301 loc. 1141/1142 711-6067 Dr. MARIO C. VILLAVARDE Undersecretary of Health mcvillaverde@co.doh.gov.ph 651-7800: Exec. Asst. - loc. 2302, 2301 Receiving -loc. 2303, 2305 Staff - loc. 2304</p> <p>FOOD AND DRUG ADMINISTRATION Dr. SUZETTE HENARES-LAZO Director IV Food and Drug Administration 807-0751; 807-2843; 842-5606; 807-0736 (Personnel) 807-8511 TF suzettelazo@gmail.com</p> <p>http://www.doh.gov.ph/directory_dohcentral</p>
食品医薬品庁 Food and Drug Administration (FDA)	<p>食品、医薬品及び化粧品法 Food, Drug, and Cosmetic Act (Republic Act No. 3720)</p> <p>食品添加物 食品添加物に関するガイドライン Regulatory Guidelines Concerning Food Additives (AO 088-A s. 1984) 着色料に関する規定 Regulation Governing Importation of Food Color Additives AO112s1985 甘味料に関する規定 Regulation on Non-Nutritive Sweeteners applicable to both Food and Drugs AO 103-A s. 1984</p> <p>消費者製品 消費者法 Consumer Act No.7394 (Republic Act 7394)</p>	<p>Civic Drive, Filinvest Corporate City Alabang, Muntinlupa City, PHILIPPINES 1781 Trunkline: +632-8094390 Information: +632-8425606 Director: +632-8070751 bfad@bfad.gov.ph http://www.bfad.gov.ph/</p> <p>Virginia Francia C. Laboy Officer-In-Charge Telefax: +632-8094390 local 1101 Email: ppad@bfad.gov.ph Room: 110</p> <p>Nemia T. Getes Chief Tel. No.: +632-8094390 local 1331 Email: rd1@bfad.gov.ph Room: Rm 131 http://www.bfad.gov.ph/default.cfm?page_id=642&parent=630</p>
自治省	消防法	A. Francisco Gold Condominium II,

2 アジア諸国における化学物質管理制度の現状に関する調査
2.9 フィリピン

政府	対象法令、規則	コンタクト先
Department of the Interior and Local Government (DILG)	Implementing Rules and Regulations 【IRR】 of Republic Act No. 9514, Otherwise Known as the “FIRE CODE OF THE PHILIPPINES OF 2008” (PD 1185)	EDSA cor. Mapagmahal St, Diliman, Quezon City, Philippines 1100 http://www.dilg.gov.ph/ JESSE M ROBREDO Department Secretary Email: jmrobredo@dilg.gov.ph Contact No.: Tel. No. 925-0330; 925-0331; Fax No. 925-0332 PHILIP FRANCISCO U DY Head Executive Assistant Email: pudy@dilg.gov.ph Contact No.: Tel. No. 925-8888; Fax No. 925-0332 http://www.dilg.gov.ph/keyofficials.php
消防局 Bureau of Fire Protection (BFP)	消防法 Implementing Rules and Regulations 【IRR】 of Republic Act No. 9514, Otherwise Known as the “FIRE CODE OF THE PHILIPPINES OF 2008” (PD 1185)	145 Union Square Condo. 15th Avenue, Cubao, Q.C. http://www.bfpresponse.gov.ph/

(a)-1 化学物質一般

化学物質管理の基本的な法令は、次の二つである。一つは、環境経由の影響を対象とする「有害物質及び有害・核廃棄物管理法」である。その所管は環境天然資源省であり、制定は1990年である。もう一つは、労働安全衛生を対象とする「労働法及び労働安全衛生基準」である。その所管は労働雇用省であり、制定は1978年である。

【有害物質及び有害・核廃棄物管理法 (Toxic Substances and Hazardous and Nuclear Wastes Control Act of 1990 ; RA 6969)】 (図表 2.9-4 参照)

RA 6969 は、有害化学物質及び有害・核廃棄物を管理する法であり、これに基づき既存化学物質リスト (Philippine Inventory of Chemical Substances; PICCS) が整備され化審法のような新規化学物質の事前審査制度である Pre-Manufacturing and Pre-Importation Notification (PMPIN) 制度が設けられている。

詳細については、図表 2.9-5 に示す RA6969 施行規則 (DENR Administrative Order DAO 1992-29 Implementing Rules and Regulations of Republic Act 6969) に定められている。

図表 2.9-4 化学物質一般に関する法令 (その1)

法令名	有害物質及び有害・核廃棄物管理法 Toxic Substances and Hazardous and Nuclear Wastes Control Act of 1990 (Republic Act 6969) ⁹
所管官庁	環境天然資源省 (Department of Environment and Natural Resource)
目的等	健康または環境に対して不当なリスク及び/または危害を呈する、有害廃棄物及び核廃棄物を含む化学物質及び混合物の輸入、製造等を規制、制限、または禁止すること。 第4条
規制対象物質とその選定理由	【「有害化学物質」の定義】 ^{第5条(g)} a) 急性毒性 (経口、吸入、経皮)、皮膚及び眼腐食性、引火性及び爆発性。 b) 反復暴露による慢性毒性、発がん性を含む長期の環境影響 (急性暴露によっても生じる可能性はあるが、ここでは長期潜在的なもの)、生分解によって無毒化せず地下及び表層水を汚染する、あるいは悪臭のような不快な性質を有すること。
規制内容	環境天然資源省の権限及び責任を定めている。 ・ 既存化学物質リスト (PICSS) の整備 ^{第6条(a)} ・ 新規化学物質の事前審査 ^{第8条} ・ 健康または環境に不当なリスク・危害を生ずると考えられる化学物質について試験を要求すること ^{第6条(b)(c)} 制度の詳細は、RA6969 施行規則 (DENR Administrative Order DAO 1992-29 Implementing Rules and Regulations of Republic Act 6969) に定められている。

⁹ <http://emb.gov.ph/chemicals/pcl.htm>

図表 2.9-5 化学物質一般に関する法令 (その2)

法令名	RA6969 施行規則 DENR Administrative Order DAO 1992-29 Implementing Rules and Regulations of Republic Act 6969
所管官庁	環境天然資源省 (Department of Environment and Natural Resources)
目的等	<ul style="list-style-type: none"> ・ Title II が化学物質管理を扱う。 ・ Title II の目標 : <ul style="list-style-type: none"> ・ 既存化学物質のインベントリである Philippines Inventory of Chemicals and Chemical Substances (PICCS) を整備すること。 ・ Philippines Priority Chemicals List (PCL) を策定していくこと。 ・ 化学物質の新たな製造・輸入には、事前届出 (Pre-Manufacturing and Pre-Importation Notification : PMPIN) を求めていくこと、既存化学物質の重要(significant)な新しい利用には報告を求めていくこと、PMPIN のプロセスや手続きを策定していくこと。 ・ 届出された新規化学物質 の安全性を PMPIN により評価すること。 ・ 公衆の健康や環境に不当なリスクをもたらすと判定された化学物質は、Chemical Control Orders (CCO) により、規制、制限、phase-out、もしくは禁止すること。 ・ 毒性化学物質のハザードや製造・取扱・保管・輸送・加工・流通・使用・廃棄における不当なリスクを公衆に知らせ、教育すること。
規制対象物質とその選定理由	<p>【規制対象物質】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 優先化学物質 (PCL) 収載物質は、公衆の健康、労働環境、環境に不当なリスクをもたらすと DENR が判定した 48 物質・カテゴリーである。 (優先化学物質リストは、行政命令 DAO 2005-27—Priority Chemicals List 参照。 ©環境管理局 http://cdmdna.emb.gov.ph/elaws/Images/DAO%202005-27.pdf) ・ CCO(Chemical Control Order)対象物質は、銀とその化合物(DAO 97-38)、シアン化物とその化合物(DAO 97-39)、アスベスト(DAO 2000-02)、オゾン層破壊物質(DAO 2000-18)、PCB(DAO 2004-01)である。 公布が予定されている物質は、鉛及びその化合物、砒素化合物、塩化ビニルモノマー、ヘキサフルオロベンゼン、六価クロムである。 (CCO の詳細は次表参照) <p>【選定理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ PCL については、リスク (ハザード及び暴露) ベースで選定されている。 ハザード：毒性 (急性致死性、慢性または亜致死性毒性、催奇形性、発がん性)、難分解性 (水、堆積物、土壌、または空気中での半減期が 50 日を越える)、生物蓄積性 暴露：フィリピン固有の状況 (用途、管理、生産量、排出割合、労働暴露、廃棄方法) その他：技術的及び経済的フィージビリティ ・ CCO(Chemical Control Order)対象物質については、リスク (ハザード及び暴露) ベース。公衆の健康や環境に不当なリスクをもたらすと判定された物質が対象とされる。
規制内容	<p>【制度内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 既存化学物質リスト (PICSS) の整備 ・ 新規化学物質の事前審査制度 (Pre-Manufacturing and Pre-Importation Notification : PMPIN) ・ 優先化学物質リスト (PCL) の収載物質を使用・製造・輸入するには、PCL Compliance Certificate を提出する必要がある。提出先は、DENR Environmental Management Bureau (EMB) Central Office である。要求されるのは、包括的な化学物質管理計画、リスク評価等である。 ・ PCL の収載物質を使用・輸入・製造する事業者には、EMB への毎年の報告書提出や、Hazardous Wastes Registration Form 提出の義務がある。 ・ 公衆の健康または環境に対して不当なリスクを呈する化学品及び化学物質については、CCO(Chemical Control Orders)による規制がある。規制としては、使用・製

法令名	RA6969 施行規則 DENR Administrative Order DAO 1992-29 Implementing Rules and Regulations of Republic Act 6969
	<p>造・輸入・輸送・加工・保管・廃棄への規制だけでなく、phase-out や代替が課される。</p> <p>【機密情報の扱い】 様式 A を 2 通提出し、1 通に機密情報として保護を求める項目と理由を明記した要望書を添付して提出できる<small>施行規則第 40 条</small>。 企業の機密情報の保護に関する手続きは、既存化学物質の申請でも新規化学物質の届出でも同じである。</p> <p>【罰則】 法及び関連規則に反することを知らながら化学物質を使用した場合<small>第 13 条(a)</small>、報告及び通知等を怠った場合<small>第 13 条(c)</small>、製造輸入前の手続きを怠った場合<small>第 13 条(d)</small>には、6 ヶ月と 1 日から 6 年と 1 日の禁固及び 600 ペソから 4 千ペソの過料が科せられる。外国人については、国外退去あるいは入国が禁止される。<small>第 14 条 等</small></p>

本法令は、化審法のように既存化学物質リスト (PICCS) を整備し、PICCS に記載されていない物質について事前の審査手続きを定めている。ただし日本の化審法では対象とするハザードに急性毒性を含めないのに対し、本法令では対象としている点が異なる。本法令の規制について、特徴的な点を以下に述べる。

・規制対象物質：

<既存化学物質 (PICCS) >

- ・フィリピンにおいて使用、販売、流通、輸入、加工、製造、貯蔵、輸出、処理または輸送されているすべての既存化学物質のリストである。企業からの情報提供に基づき整備され、何段階かの修正を経て 2000 年から公開されている。PICCS に記載された物質は、CAS 番号、IUPAC 命名法による名称で登録されている¹⁰。
- ・PICCS のデータは、DENR の環境管理局が CD-ROM の形式で有償配布 (350 フィリピンペソ) している¹¹。
- ・DAO29 第 2 章の対象となるすべての化学物質 (混合物、天然に生ずる化学物質、医薬品等他の法律で規制される物質以外であり、年間 1 トン以上製造・輸入されるもの) の製造業者、輸入業者、使用者、及び流通業者 (平均年間総所得額が百万ペソ以上) は、5 年毎に PICCS を更新することとなっている。更新の際は、化学物質の名称、CAS 番号と製造輸入数量を届出こととされている。
- ・PICCS には公開されるものと非公開のものがあり、機密情報として指定された物質の情報は非公開版インベントリ (Confidential Business Inventory; CBI) に記載される。

¹⁰ フィリピン環境管理局 <http://www.emb.gov.ph/chemicals/PICCS%20Information.pdf>

¹¹ Chemical Information Exchange Network Philippines のホームページにも PICCS リストが掲載されている。

http://www.estis.net/sites/cien-ph/default.asp?site=cien-ph&page_id=2B785DEF-AB50-4BED-8B4D-9F3C2CE7DC44

これについて問い合わせたい場合には、個別に問い合わせ状を提出することとなっている。

<新規化学物質>

- ・既存化学物質リスト（PICCS）に記載されていない物質を年間 1,000kg より多く商業的に製造・輸入するには、事前届出（PMPIN）が必要である。
- ・PMPIN には、フィリピンと同様の化学物質の審査手続きを有する国において管理を受けずに使用されている物質を対象とした「簡易な届出（Abbreviated PMPIN）」とそれ以外を対象とした「詳細な届出（Detailed PMPIN）」とがある。日本の化審法における新規化学物質の事前審査制度は PMPIN と同等のものとして認められており、既存化学物質名簿に記載された物質と日本で届出された物質については、簡易な届出の対象とされる。

[簡易な届出：Abbreviated PMPIN]

対象物質は、少なくとも他の一カ国・地域（実際に EMB が認めているのは、日本、米国、EU、オーストラリア、カナダ）の既存化学物質インベントリに記載されている物質、あるいは一カ国・地域で届出された物質である。韓国の ECL や中国の IECSC は認められていない。

Abbreviated PMPIN のメリットは、試験データを作成する必要がないことであり、代わりに、手持ちのデータを GHS フォーマット¹²に沿って要約することが必要である。

[詳細な届出：Detailed PMPIN]

所定の試験データの提出が必要である。実際には、一部の試験は省略あるいは代替が可能である。試験報告書は、コピーが複数必要である。

- ・PMPIN の審査は、Abbreviated と Detailed の双方とも、Certificate の発行まで 90 ～180 日を要する。
- ・審査終了後は、製造・輸入に先立ち、Notice of Commencement を提出する必要がある。
- ・PMPIN 手続の結果、製造輸入が認められた新規化学物質は、PICCS に記載される。

¹² 以前は ISO のフォーマット（extended ISO MSDS）を使用することが求められていたが、GHS の導入以降は GHS フォーマットに従うことが通例となっている²⁴。

<少量新規化学物質>

- ・ 1 トン未満の新規化学物質の製造輸入には、SQI(Small Quantity Importation)クリアランス手続が定められている。試験データは不要であり、物質名や取扱量のみを届出る。手続の処理は、DENR-EMB の地方事務所が担当している。
- ・ 輸入者は、年間の輸入量が 1,000kg を超えないよう、年間の輸入量を記録し取りまとめて EMB の中央事務局に提出する。¹³

<優先化学物質 (PCL) >

- ・ PCL については、リスク（ハザード及び暴露）ベースで選定されている。
 - ハザード：毒性（急性致死性、慢性または亜致死性毒性、催奇形性、発がん性）
難分解性（水、堆積物、土壌、または空気中での半減期が 50 日を越える）
生物蓄積性
 - 暴露：フィリピン固有の状況（用途、管理、生産量、排出割合、労働暴露、廃棄方法）
その他：技術的及び経済的フィージビリティ
- また、選定にあたってはオーストラリア、シンガポール、日本、米国、カナダ等の規制対象物質リストを参照している。
- ・ 優先化学物質リスト (PCL) の収載物質を使用・製造・輸入するには、PCL Compliance Certificate を提出する必要がある。提出先は、DENR Environmental Management Bureau (EMB) Central Office である。要求されるのは、包括的な化学物質管理計画、リスク評価等である。
- ・ PCL の収載物質を使用・輸入・製造する事業者には、EMB への毎年の報告書提出や、Hazardous Wastes Registration Form 提出の義務がある。

<化学品管理令 (Chemical Control Orders) 対象物質>

- ・ 優先化学物質 (PCL) に指定された物質のうち、公衆の健康または環境に対して不当なリスクを呈する化学物質を対象に化学品管理令が公布されている。詳細は、以下に述べる。

【化学品管理令 (Chemical Control Orders)】

優先化学物質 (PCL) に指定された物質のうち、公衆の健康または環境に対して不当なリスクを呈する化学物質について、その使用・製造・輸入等を規制する化学品管理令が公布されている。現在 CCO が公布されているのは 5 物質群であるが、6 物質群について今後公布が予定されている。

¹³ 少量新規化学物質の輸入に関するガイドライン。 Guidelines on Small Quantity Importation under Republic Act 6969 and Its Implementation Rules and Regulations
<http://cdmdna.emb.gov.ph/elaws/Images/EMB%20MEMO%2010.2.2003.pdf>

CCO には用途を限定する等して段階的に使用を禁止していく措置等が定められており、化審法における第一種特定化学物質に対する規制と類似している部分がある。

図表 2.9-6 化学物質一般に関する法令 (その 3)

法令名	<p>化学品管理令 Chemical Control Orders 水銀とその化合物(DAO 97-38) シアン化物とその化合物(DAO 97-39) アスベスト(DAO 2000-02) オゾン層破壊物質(DAO 2000-18) PCB(DAO 2004-01)</p>
所管官庁	環境天然資源省 (Department of Environment and Natural Resources)
規制基準や物質リスト	<p>CCO の対象となるのは、公衆の健康または環境に対して不当なリスクを呈する化学品及び化学物質である。 現在 CCO が交付されている物質は以下の 5 物質群である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水銀とその化合物(DAO 97-38) http://cdmdna.emb.gov.ph/elaws/Images/DAO%201997-38.pdf 水銀とその化合物に指定される物質は、DAO 97-38 参照。 ・シアン化物とその化合物(DAO 97-39) http://cdmdna.emb.gov.ph/elaws/Images/DAO%201997-39.pdf シアン化物とその化合物に指定される物質は、DAO 97-39 参照。 ・アスベスト(DAO 2000-02) http://cdmdna.emb.gov.ph/elaws/Images/DAO%202000-02.pdf アスベストに指定される物質は、DAO 2000-02 第 1 条参照。 ・オゾン層破壊物質(改正 DAO2004-08) http://cdmdna.emb.gov.ph/elaws/Images/DAO%202004-08.pdf オゾン層破壊物質に指定される物質は、DAO2004-08 参照。 ・PCB(DAO 2004-01) http://cdmdna.emb.gov.ph/elaws/Images/DAO%202004-01.pdf PCB に指定される物質は、DAO 2004-01 参照。 <p>・カドミウム、鉛、ヒ素、塩化ビニル、ベンゼン、六価クロムについては、今後 CCO の発行が予定されている。(公布すべき物質は、行政命令 DAO 2005-05 Toxic Chemical Substances for Issuance of Chemical Control Orders¹⁴ (付属資料参照) で指定されている。)</p> <p>・なお、鉛については、ドラフトが公開されている。 環境管理局 (Environment Management Bureau) http://www.emb.gov.ph/chemicals/docs/3rd%20Draft%20DENR%20Administrative%20Order-CCO%20for%20Lead%20-%202011-17-10.pdf</p>
規制内容	<p>【概要】 公衆の健康、作業場及び環境に対し不当なリスクを呈する化学物質について、その使用・製造・輸入・輸出・輸送・加工・保管・所有及び販売を規制、段階的に禁止、または禁止する。</p> <p>【一般的要求事項】 全ての CCO に共通の一般的要求事項は以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境天然資源省への登録・輸入許可書の取得 ・工業用途の限定 <ul style="list-style-type: none"> －輸入及び製造の段階的禁止 －製造における代替 －ある種の用途及び事業所に対する免除の付与 ・DENR への年次報告

¹⁴ <http://cdmdna.emb.gov.ph/elaws/Images/DAO%202005-05.pdf>

法令名	<p>化学品管理令 Chemical Control Orders 水銀とその化合物(DAO 97-38) シアン化物とその化合物(DAO 97-39) アスベスト(DAO 2000-02) オゾン層破壊物質(DAO 2000-18) PCB(DAO 2004-01)</p>
	<p>— 一般的情報 — 製造及び取扱の情報 — 暴露される労働者の人数及びカテゴリー、暴露期間 — 発生する廃棄物、保管、処理、処分の情報</p> <p>・ 表示 — 保管要件 — 処理及び処分要件 — 自己査察 (self inspection) — 報告及び記録保存要件</p> <p>【免除要件】 以下の要件を満たす場合には、CCO の適用を免除される。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ PICCS 規則に基づき免除される化学品 ・ 少量化学品 ・ 反応中間物で、かつ製造プロセスから出ない、または中間保管を経ない化学物質 ・ RA6969 以外の法律によって規制される化学物質及び混合物 ・ DENR によって決定される特殊な状況

本法令の規制について、特徴的な点を以下で述べる。

・ 規制対象物質 :

<リスクベースの選定>

CCO の対象物質は、PCL に指定された物質の中から健康及び環境に対するリスクに加え、工業上のニーズや実際に国内の企業が対応できるか等も考慮して指定される。

また CCO の対象物質は製造及び取扱の情報、労働者の暴露量を毎年報告することになっており、暴露の観点からも管理を行うという考え方が採用されている。

以上の RA6969 及び施行令、CCO の運用状況は、以下のとおりである。

・ 運用体制、実態 :

本法令の運用組織・予算、運用状況、課題、影響を受けた国、他国との協力体制等について述べる。

<運用組織、人員、予算等>

有害物質及び有害・核廃棄物管理法及びその化学品管理令は、環境天然資源省(DENR) が所管している。環境天然資源省の職員数は、2009 年時点で 20,539 人であり、このう

ち化学物質管理及び0で述べる排出規制等を担当している環境管理局には666人が所属している¹⁵。

図表 2.9-7 環境省 DENR 予算

年	予算額 (フィリピンペソ)
2005	287,045,000
2006 (Re-enacted RA9336)	287,045,000
2007	343,077,000

<運用の状況とその効果>

2008年までに46,280物質がPICCSに記載されている。

また、図表 2.9-8 に示すように、手続きに関する許可実績は、2003年以降一貫して増加傾向にある。

図表 2.9-8 化学物質の事前届出に関する許可件数（2003-2008年）

年	SQI 許可件数	CCO 輸入 許可件数	CCO 登録 許可件数	PICCS 許可件数
2003	255	90	63	0
2004	272	95	77	0
2005	308	147	98	146
2006	393	140	142	146
2007	453	166	121	162
2008	447	239	224	910

<出典>環境天然資源省 Compendium of Basic ENR Statistics for Operations and Management (Second Edition) (2000-2008) Section F - Environment Table5¹⁶

<運用に関する課題>

化学物質管理令（Chemical Control Order : CCO）については、石綿規制が2000年に施行されたが、まだ不完全な部分があり改善が必要であることと、規制対象となる製品の判別が難しい、測定・分析のキャパシティが乏しい等、政策の実施面で課題が残されている¹⁷。

<影響を受けた国、他国との協力体制等>

¹⁵

<http://www.denr.gov.ph/index.php/about-us/enr-statistics/542-compendium-of-basic-enr-statistics-for-operations-and-management/download.html>

¹⁶

<http://www.denr.gov.ph/index.php/about-us/enr-statistics/542-compendium-of-basic-enr-statistics-for-operations-and-management/download.html>

¹⁷ 日本環境省、アジア諸国における石綿対策に関するワークショップ報告（2010年3月17、18日）、<http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=12396>

優先化学物質の選定にあたっては、オーストラリア、シンガポール、日本、米国、カナダ等の規制対象物質リストを参照している。また、新規化学物質の事前届出(PMPIN)の際に米国、日本、EU、オーストラリア、カナダの既存化学物質インベントリに記載されている物質あるいは一地域で届出された物質は、簡易な届出が認められている。

【労働安全衛生】

フィリピンは、フェルナンド・マルコス政権下の1974年に米国の基準をモデルとして労働法(大統領令442号)(図表2.9-9参照)、1978年に労働安全衛生規則(図表2.9-10参照)を定めた¹⁸。なお、後のフィリピン労働安全衛生センターの設立にあたっては、日本が無償資金協力及び技術協力を行い労働安全衛生行政の強化に協力している。

図表 2.9-9 化学物質一般に関する法令(その4)

法令名	労働法典(大統領令442号) The Philippine Labor Code
所管官庁	労働雇用省(Department of Labor and Employment)
目的等	労働者の全面的な保護、雇用と人的資源の充実、及び社会的公正に基づいた産業平和を実現すること。
規制基準や物質リスト	労働安全衛生基準(The Occupational Safety and Health Standards, (OSHS), 1978)に定められている。
規制内容	<ul style="list-style-type: none"> ・労働長官は適切な指令により必須の労働安全衛生基準を施行の上、あらゆる職場から労働安全衛生上の危険を排除、軽減するとともに、新規プログラムの策定や既存プログラムの改定を行うことにより、雇用の場における安全で衛生的な職場環境を実現しなければならない。第162条 ・DOLEは、労働安全衛生に関する法令、政策、プログラムを所管し、施行する権限をもつ唯一の機関である。公認された都市は、各地域の基準に従い、事業所の産業安全の監督を実施することができる。第165条 ・雇用者は、労働者に安全かつ衛生的な労働環境を与え、勤務中における傷害、疾病、死亡に対してあらゆる予防策を講じなければならない。予防策としては、以下の設備がある。 <ul style="list-style-type: none"> ◦適切な座席、照明、換気 ◦適切な通路、出口、火災設備 ◦男女別の施設 ◦防護服、マスク、ヘルメット、安全靴、長靴、上着、制服等の安全装具 ◦薬、医療物資、救急用品一式 ◦労働者数や仕事の性質に応じて、無料で診療する医師、歯科医、及び診療所

¹⁸ 松野康二「フィリピンにおける産業保健—フィリピン労働安全衛生センターの活動状況」

図表 2.9-10 化学物質一般に関する法令 (その5)

法令名	労働安全衛生基準 The Occupational Safety and Health Standards, (OSHS), 1978
所管官庁	<ul style="list-style-type: none"> ・労働雇用省 (Department of Labor and Employment) ・労働環境局 (Bureau of Working Conditions (BWC)) <p>本基準は、14 地域労働局 (Regional Labor Office) 及び全国各地のその地区事務所によって執行される。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・なお、特別自治都市 (chartered cities) は、一定の要求を条件として、それぞれの管轄内の職場における技術的安全立入検査を行うことができる。
目的等	<ul style="list-style-type: none"> ・安全かつ衛生的な就業環境を通じて、負傷、疾病または死亡の危険から労働者を守ることを目的とした、労働安全衛生に関する強制規則。
規制内容	<p>【規制対象】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・規則 1070 労働衛生環境管理 (RULE 1070 Occupational Health and Environmental Control) 暴露限界値 (threshold limit value: TLV) : 労働者が 1 日 8 時間、つまり週 48 時間に繰り返し暴露を受けても悪影響を受けない物質の大気中濃度を設定している。 Table 8: 気中浮遊汚染物質 Table 8a: 鉱物ダスト Table 8d: 発がん性物質 対象物質は、上記 Table 8、8a、8d に記載されることとなっているが、この Table は現在インターネットで公開されていない。 ・規則 1090 危険有害物 (RULE 1090 Hazardous Materials) 毒物、火災、爆発または健康に影響を及ぼすことが知られている、固体、液体または気体の物質。 ・規則 1140 爆発物 (explosive) (RULE 1140 Explosives) 爆発物、花火及び他の火工品。 <p>【対象事業場】 陸上、海上、空の輸送を除くすべての職場に適用される。ただし、陸上、海上、空の輸送に関わるガレージ、ドライドック (船舶の製造修理設備)、港湾格納庫及び修理場は基準の適用範囲内である。 なお、鉱山における安全は適用外とされ、輸送・鉱山における安全は政府の他機関の管轄。 ただし、「労働衛生業務基準 (Standards on Occupational Health Services) 」の規則 1960 は、すべての事業所に適用される。</p> <p>【危険有害物の製造・使用者の義務】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実行可能な場合、有害物質は無害な物質で代用するか、労働者のハザードへの暴露を減らすよう工程を改めなければならない。 ・専用の部屋または建物での取扱、密閉系での取扱、有毒ガス排出装置等の使用、汚染物質の濃度が安全限度内に収まるよう換気による調整、のいずれかまたは組合せによる工程管理を行う。 ・労働者に個人防護服及び保護具を支給し、使用させなければならない。 ・すべての危険有害物質の入った容器には、有害区分を示す適切なラベルを貼り、適切な取扱手順に従わなければならない。 ・作業室の大気は、必要な間隔で、但し年 1 回以上定期的に検査しなければならない。 ・換気・排気設備の定期的な点検・検査。 ・有害なダストの堆積を回避し、毒物及び刺激物を取扱いまたは製造もしくは使用する所は、床、壁、建物表面、作業台、机及び設備を毎日、完全に清掃しなければならない。

法令名	労働安全衛生基準 The Occupational Safety and Health Standards, (OSHS), 1978
	<p>らない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・危険有害物を製造、取扱いまたは使用する全ての職場において、適切な警告装置を設置しなければならない。 ・刺激物または毒物の漏出は、実行可能な最善の技術的・科学的手段を用いて、できるだけ速く除去しなければならない。 ・全ての労働者に対し、各自の作業に関する健康への影響について十分な通知をしなければならない。 <p>【鉛または鉛化合物に関する義務】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鉛物質の在庫は作業室外の専用貯蔵室に保管しなければならない。 ・大気中の鉛の許容限界値 (TLV) を維持または制御するため、適切に設計された排気システムを採用しなければならない。 ・つなぎ服、頭部カバー、ゴーグル、グローブ、エプロン、マスクといった適切な保護具及び保護衣類を使用しなければならない。 ・鉛に暴露する労働者は6カ月ごとに健康診断を受ける。なお、汚染の危険性がより高い場合は、3カ月ごとに実施する。 <p>【爆発物に関する規定】</p> <p>爆発物の製造・取扱・保管は、以下の場合に限り許される：</p> <ul style="list-style-type: none"> －認可された場所 －他の目的で使用されない建物、ならびに －認可済み予防措置がとられている場合 <p>完成した爆発物を48時間以上貯蔵・保管する建物は、爆発物貯蔵庫 (magazine) とされ、一つの爆発物貯蔵庫の最大容量は13,360kg (300,000ポンド)、もしくは雷管 (blasting caps) 2,000万個とされる。</p> <p>爆発物工場の建設には計画の認可が必要とされ、図面等の要求事項を建物の建築前に統合国家警察 (Integrated National Police) に提出しなければならない。なお写真が労働地域局に渡される。</p> <p>【殺虫剤・肥料に関する規定】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・殺虫剤・肥料は、その使用において、ハザードへの対処と予防措置について十分な訓練を受けた者のみが取扱い使用しなければならない。 ・殺虫剤・肥料を取り扱う者には、本採用前に見習い期間を設け、定期的に健康診断を受けさせなければならない。 ・シアン化カルシウム等、アルコールに強く反応する殺虫剤・肥料を扱う者は、作業前10時間ならびに作業後12時間は飲酒を控えなければならない。 ・全ての殺虫剤・肥料の容器は、製品情報、使用・保管・処分に関する指示、安全予防措置、応急手当及び医師による情報・処置を示すラベルを貼らなければならない。 ・このほか、具体的な取り扱い方法についても規定されている。 <p>【立ち入り検査】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・技術的安全立入検査 (Technical Safety Inspection) -- ボイラー、圧力容器、内燃機関、電気設備、エレベーター、巻上設備及びその他の機械設備の安全性判定のための立入検査。 ・一般安全立入検査 (General Safety Inspection) -- 技術上の安全立入検査の対象外の機械の位置や操作を含めた、作業環境や作業空間の妥当性、すなわち換気、照明、作業環境状態、取扱、保管または作業手順、保護設備及びその他の職場における安全及び健康ハザードに対する立入検査。 <p>【下位規則】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・DO13：建設現場における労働安全衛生ガイドライン Procedural Guidelines (DO13) The Guidelines governing Occupational Safety and Health in the Construction Industry http://www.admired.ph/bwccms/userfiles/file/procedural%20guideline%20do%2013-construction.pdf

法令名	労働安全衛生基準 The Occupational Safety and Health Standards, (OSHS), 1978
	<ul style="list-style-type: none"> ・ DO16 (2001年) : 労働安全衛生担当者/組織の研修、認定に関するガイドライン (規則 1030) の修正 http://www.admired.ph/bwccms/userfiles/file/procedural%20guidelines%20do%2016-practitioner.pdf ・ MC02 (1998年) : 危険事業所、職場、作業工程の区分に関する技術上のガイドライン ・ MC01 (2000年) : 労働環境評価実施に関するガイドライン ・ DO53-03 : 民間部門の職場における薬物使用禁止政策及びプログラムの実施に関するガイドライン http://www.oshc.dole.gov.ph/71/ <p>【マニュアル等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 労働基準に関するマニュアル : Manual on Labor Standards http://www.admired.ph/bwccms/userfiles/file/manual%20on%20labor%20standards.pdf <p>本基準は、以下の URL から入手可能である。 ●労働雇用省(DOLE)、労働基準局 (BWC) http://www.admired.ph/bwccms/userfiles/file/occupational_safety_and_health_standards.pdf</p>

本法令の規制について、特徴的な点を以下に述べる。

・ 規制対象物質と選定理由 :

フィリピンの労働安全衛生基準は、米国の基準をモデルとして定められたとされる。暴露限界値が定められている気中浮遊汚染物質、鉱物ダスト、発がん性物質と、危険有害物、爆発物 (explosive) を対象としている。

- 気中浮遊汚染物質、鉱物ダスト、発がん性物質 (規則 1070 労働衛生環境管理)
- 危険有害物 (規則 1090) : 毒物、火災、爆発または健康に影響を及ぼすことが知られている、固体、液体または気体の物質。
- 爆発物 (規則 1140) : 爆発物、花火及び他の火工品。

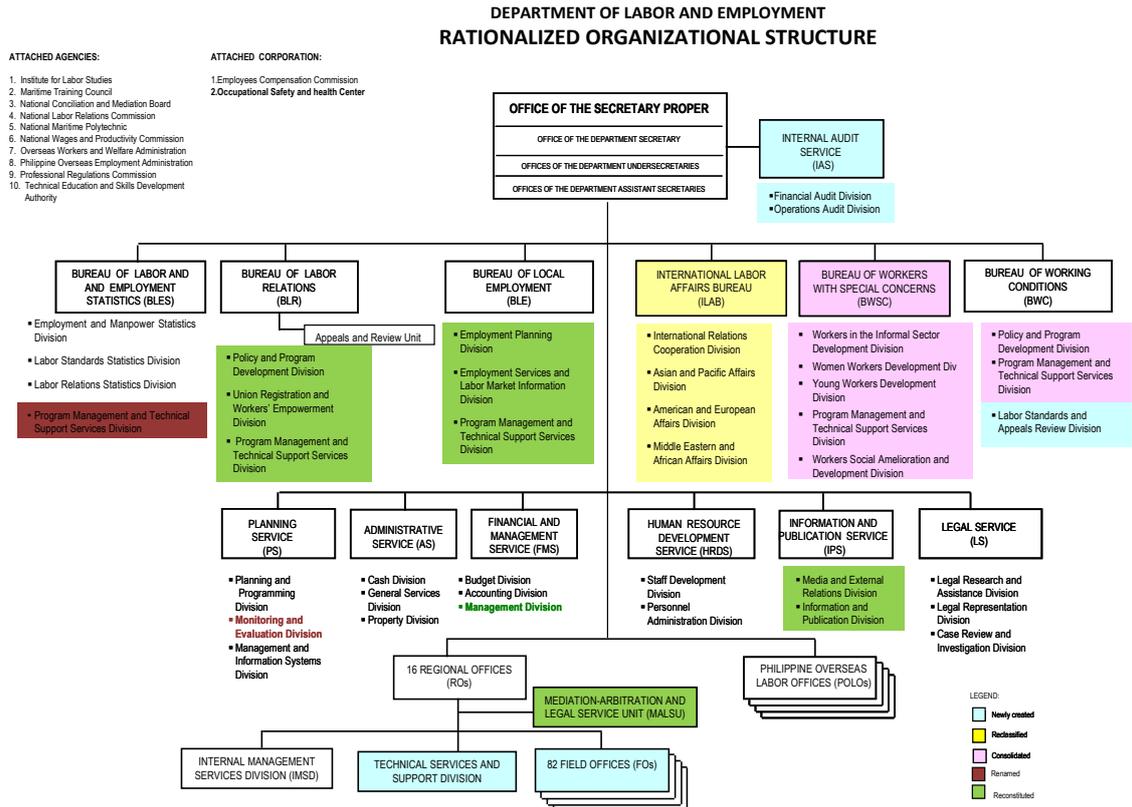
・ 運用体制、実態 :

<所管省庁の組織、人員、予算等>

所管は、労働雇用省 (Department of Labor and Employment (DOLE)) であり、労働安全衛生法、規則、規定を制定し、労働監督制度を実施する。労働雇用省は、7つの部局、6部門 (services) で構成され、16の地域事務所、12の関連機関及び38の海外事務所を有する。2009年時点で9,806人の職員を有し、予算規模は66億18百万フィリピンペソである¹⁹。

¹⁹ DOLE ホームページより。 <http://www.dole.gov.ph/secondpage.php?id=57>

2 アジア諸国における化学物質管理制度の現状に関する調査
2.9 フィリピン



図表 2.9-11 フィリピン労働雇用省 組織図

<運用状況とその効果、課題>

フィリピンの化学工業関連産業における事故件数を図表 2.9-12 に示す。

図表 2.9-12 化学工業関連産業における事故件数（2007年）

業種	合計	欠勤あり					欠勤なし
		計	死亡事故	非死亡事故			
				計	恒久的 就労不能	一時的 就労不能	
合計	46,570	20,386	116	20,270	162	20,109	26,184
製造業合計	30,790	12,427	53	12,373	115	12,259	18,364
化学物質及び化学 品製造業	522	189	-	189	-	189	333
ゴム製造業	151	73	-	73	-	73	79
プラスチック製造 業	1,547	638	1	636	-	636	909

注：従業員 20 人以上の事業所における事故件数。

<出典> Bureau of Labor and Employment Statistics, Department of Labor and Employment²⁰

労働雇用統計局の統計によると、欠勤を伴う全事故件数のうち化学物質による事故件数は、2003 年は 23,265 件中 1,033 件 (4.4%) であったのに対し、2007 年は 20,386 件のうち 1,382 件 (6.8%) に増加している²¹。

²⁰ <http://bles.dole.gov.ph/>

フィリピンの労働安全衛生の法令の運用状況は、法制度の枠組みが整えられ、労働基準監督官制度、職場レベルにおける安全衛生組織（安全衛生委員会活動や安全担当者の任命等）が制度としては定められているが、その内容や役割においてさらに明確で成果のあがる活動が求められているとされる。また、中小企業、小規模鉱業・建設業、自営業、農業等、取り残された職種が多く、それらについて系統的な対応が求められている²²。労働安全衛生基準(OSHS)への違反を招くような経済状況、産業界の一部による意識の低さと中途半端な姿勢が、OSHS への遵守の低下を招いているほか、政府機関が断片的に労働安全衛生プログラムを実施したため、基準が多岐に渡っているとといった課題も指摘されている。さらに人材の不足、特定の違反に対する行政的制裁の欠如、必要な資金、施設、ツールの不足等の課題を抱えている²³。

図表 2.9-13 フィリピンにおける労働安全衛生に関する課題

- ・労働安全衛生に関する課題に対する優先度の低さ
- ・労働安全衛生に関する注意及び教育の不足
- ・労働安全衛生担当者の訓練不足
- ・労働安全衛生基準の執行の弱さ
- ・地方における労働安全衛生施設の不足
- ・労働災害防止プログラムの統計の信頼性の低さ

<出典>フィリピン労働安全衛生センターホームページ²⁴

²¹ Bureau of Labor and Employment Statistics, Department of Labor and Employment ARE OUR WORKPLACES SAFE? . Parts of the Body Injured, Causes and Agents of Injury (Second of a series) Vol.14, Issue 8, 2010.
http://bles.dole.gov.ph/BLES%20ENHANCED%20WEBPAGE/ARCHIVES/LABSTAT%20UPDATES/issues/Vol14_8.pdf

²² 川上剛「労働安全衛生分野における日本の経験と国際協力に関する研究」JICA（2007）
http://www.jica.go.jp/jica-ri/publication/archives/jica/kyakuin/200703_soc.html

²³ 平成 16 年度 JICA 労働安全衛生政策セミナー カントリーレポート(フィリピン)

²⁴ OSHC <http://oshc.dreamhost.com/page.php?pid=23>

(a)-2 化学物質一般 (GHS 対応)

2009 年、GHS の採択と実施に関する共同省令 (The Adoption and Implementation of the Globally Harmonized System of Classification and Labeling of Chemicals (GHS)

Joint DTI-DENR-DA-DOF-DOH-DILG-DOLE-DOTC Administrative Order No. 01 Series of 2009) (図表 2.9-14 参照) が採択された。これは GHS に関係する貿易産業省、環境天然資源省、農業省、財務省、保健省、自治省、労働雇用省、交通通信省が GHS の実施のために各省の役割を確認し、GHS 実施・調整のための委員会を設置するものである。

図表 2.9-14 化学物質一般(GHS)に関する法令 (その 1)

法令名	GHS の施行に関する合同省令 The Adoption and Implementation of the Globally Harmonized System of Classification and Labeling of Chemicals (GHS) JOINT DTI-DENR-DA-DOF-DOH-DILG-DOLE-DOTC ADMINISTRATIVE ORDER NO. 01 Series of 2009
所管官庁	DTI-DENR-DA-DOF-DOH-DILG-DOLE-DOTC
規制内容	GHS に関係する各省 (一般化学品、有害化学物質、危険物、農薬・肥料、消費者製品の所管官庁) の役割を確認し、GHS 実施・調整のための GHS 実施・調整委員会 (National GHS Implementing and Coordinating Committee) を設置するもの。 Annex A: GHS 実施のための各省の役割の確認。 Annex B: ピクトグラム Annex C: SDS フォーマットのガイドライン

上記共同省令を受け、一般化学品については、環境天然資源省がラベリング (表示) 及び SDS を要求する規則の草案 (ドラフト) を策定し、2011 年 3 月現在パブリックコメントが募集されている。本草案で対象とされている物質は、優先化学物質 (PCL)、CCO 対象物質、IATA(International Air Transport Association 国際航空運送協会)及び IMDG(国際海上危険物規則)のリストにある物質、高生産量有害化学物質、及びそれらの混合物となっており、物質ごとに段階的な猶予期間が定められている。なお、高生産量有害化学物質の定義は詳細に定められていない。

消費者製品については、大統領令 881 に基づき FDA がラベリングに関する実施手続きを定めることとなっているが、草案等は示されていない。ただし現地の化学品貿易協会からの情報をベースに、日本石鹼洗剤工業会によって作成された消費者製品のための GHS 実施ガイダンスを採用することが予定されているようである²⁵。

農業用製品分野、輸送分野については、情報が得られていない²⁶。

²⁵ Chemcon EUROPE 2010, GHS Implementation Status in Asia Pacific, Karon E. Armstrong (3M, US).

²⁶ Chemcon EUROPE 2010, GHS Implementation Status in Asia Pacific, Karon E. Armstrong (3M, US).

図表 2.9-15 化学物質一般(GHS)に関する法令 (その2)

法令名	SDS 及びラベリング要求、有害性分類に関する規則及び手続[草案] [3rd DRAFT] Rules and Procedures for the Safety Data Sheet (SDS), Labeling Requirements and Hazards Classification under DENR Administrative Order No. 29, Series of 1992 of Republic Act 6969 for the Adoption and Implementation of the Globally Harmonized System (GHS)
所管官庁	環境天然資源省 (DENR)
規制基準や物質リスト	<ul style="list-style-type: none"> ・ PCL 対象物質^{付属書2} 物質リストは、付属書 II (Annex 2)参照。 (環境管理局 ; EMB http://www.emb.gov.ph/chemicals/docs/DRAFT%20DAO%20GHS-12-27-10%20-%20Rev2.pdf) ・ CCO 対象物質 ・ 高生産量有害化学物質 ・ IATA(International Air Transport Association 国際航空運送協会)及び IMDG(国際海上危険物規則)のリストにある物質 またこれらの混合物
規制内容	<p>【概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 有害化学物質の分類、表示、SDS の作成。 <p>【移行期間】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 施行後の猶予期間として物質の種類別に以下の期間が定められている^{第5条}。 CCO / PCL : 移行期間 3 年間 高生産量有害化学物質 : 5 年間 (3 年の移行期間の 2 年後に発効) IATA(International Air Transport Association 国際航空運送協会)及び IMDG(国際海上危険物規則)のリストにある物質 : 6 年間 (上記 5 年の移行期間の 1 年後に発効) 上記の混合物 : 6 年間 (7 年目以降実施) <p>【ガイダンス】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ SDS 作成のためのガイダンスは、付属書 I として整備される予定である。

本法令の規制について、特徴的な点を以下に述べる。

・ 運用体制、実態 :

<対応の状況と今後の方向性>

環境天然資源省による SDS に関する上記行政命令は現在草案の段階であり、運用及びその効果については今後の実施と報告が待たれる。

消費者製品については、FDA が実施手続きを定めることとなっているが、草案等は示されていない。ただし現地の化学品貿易協会からの情報をベースに、日本石鹼洗剤工業会によって作成された消費者製品のための GHS 実施ガイダンスを採用することが予定されているようである²⁷。農業用製品分野、輸送分野については、情報が得られていない²⁸。

²⁷ Chemcon EUROPE 2010, GHS Implementation Status in Asia Pacific, Karon E. Armstrong (3M, US).

²⁸ Chemcon EUROPE 2010, GHS Implementation Status in Asia Pacific, Karon E. Armstrong (3M, US).

<運用における市民とのかかわり>

UNITAR と投資委員会 (Board of Investment ; BOA) の主導により「National GHS Implementing Committee」が設立され、政府省庁だけでなくフィリピン化学工業協会 (SPIK)、産業界等を含む様々なステークホルダーが参加して GHS の実施方法に関する協議を行っている。また、SPIK は GHS ブックレット等を作成したり、中小企業や非会員向けの全国規模の GHS トレーニングワークショップを開催したりする等自主的に対応しようとする活動を実施している²⁹。

<今後の方向性>²⁹

GHS の施行はこれからというところであり、現時点において法的な実施義務は無い状況であるが、MSDS は外資系企業や現地の大企業において自主的に導入されているようである。ただし実施にあたっては、中小企業の知識・資源不足や法的技術的側面に係る資金と政府職員の不足、情報、教育の不足等が指摘されている。

また、GHS の実施に関する支援ニーズとして以下の点が挙げられている。

- ・ GHS に関するトレーニングプログラムの増加
- ・ マニラ以外の情報が欠如している地方地域におけるトレーニング
- ・ 指導者へのトレーニング

²⁹ 経済産業省「化学物質安全確保・国際規制対策推進等（アセアン諸国における化学品安全情報管理協力に関する調査）報告書」（平成 19 年度）

(b) 特定用途（毒物）

(a)-1 化学物質一般の項で述べた「有害物質及び有害・核廃棄物管理法」は、急性毒性についても対象としており、日本の毒劇法の範囲をカバーしていると考えられる。ただし、毒劇法で定められている営業者の登録制度、容器等への表示等の規制は有害物質及び有害・核廃棄物管理法では定められておらず、「家庭用の有害化学物質の表示、販売、流通に関する大統領令 881（Presidential Decree 881 Regulation Labeling, Sale and Distribution of Household Hazardous Substances）」（図表 2.9-16 参照）が対応する。なお、大統領令 881 については (e) 特定用途（消費者製品）の項でも述べる。

図表 2.9-16 特定用途（毒物）に関する法令

法令名	家庭用の有害化学物質の表示、販売、流通に関する大統領令 881 Presidential Decree 881 Regulation Labeling, Sale and Distribution of Household Hazardous Substances									
所管官庁	保健省（Department of Health）									
規制対象物質とその選定理由	<p>・第1条に定義が定められている。 【対象ハザード】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>定義</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>有害性物質^{第1条(d)(1)}</td> <td>(i) 有毒 (ii) 腐食性 (iii) 刺激性 (iv) 強感作性 (v) 引火性または可燃性 (vi) 分解、熱等により圧力を生じる (習慣または合理的に予測できる子供による摂取の結果の接近により相当な傷害または疾病を引き起こす可能性がある場合)</td> </tr> <tr> <td>有毒(Toxic)</td> <td>経口摂取、吸入、体表からの吸収により人に傷害または疾病または死亡を引き起こす可能性のある（放射性物質以外の）物質</td> </tr> <tr> <td>非常に有毒 (Highly Toxic)</td> <td>以下のいずれかの影響を与える物質をいう。 (1) 50mg/kg bw 以下の経口単回投与で、体重 200 から 300g の 10 匹以上の実験室白ネズミのグループの半数以上を 14 日以内に死亡させる。 (2) 200 体積 ppm 以下の濃度のガスまたは蒸気、または 200mg/L 以下のミストまたはダストを 1 時間以下の連続吸入させたとき、体重 200 から 300g の 10 匹以上の実験室白ネズミのグループの半数以上を 14 日以内に死亡させる。(物質が合理的に予見できる方法で使用される場合、この濃度に人が遭遇する可能性が高い条件で。) (3) 200mg/kg bw 以下の用量で試験されたかあるいは 24 時間以下の裸の皮膚への連続的な接触で投与された場合に、10 匹以上のウサギのグループの半数以上を 14 日以内に死亡させる。</td> </tr> </tbody> </table>		分類	定義	有害性物質 ^{第1条(d)(1)}	(i) 有毒 (ii) 腐食性 (iii) 刺激性 (iv) 強感作性 (v) 引火性または可燃性 (vi) 分解、熱等により圧力を生じる (習慣または合理的に予測できる子供による摂取の結果の接近により相当な傷害または疾病を引き起こす可能性がある場合)	有毒(Toxic)	経口摂取、吸入、体表からの吸収により人に傷害または疾病または死亡を引き起こす可能性のある（放射性物質以外の）物質	非常に有毒 (Highly Toxic)	以下のいずれかの影響を与える物質をいう。 (1) 50mg/kg bw 以下の経口単回投与で、体重 200 から 300g の 10 匹以上の実験室白ネズミのグループの半数以上を 14 日以内に死亡させる。 (2) 200 体積 ppm 以下の濃度のガスまたは蒸気、または 200mg/L 以下のミストまたはダストを 1 時間以下の連続吸入させたとき、体重 200 から 300g の 10 匹以上の実験室白ネズミのグループの半数以上を 14 日以内に死亡させる。(物質が合理的に予見できる方法で使用される場合、この濃度に人が遭遇する可能性が高い条件で。) (3) 200mg/kg bw 以下の用量で試験されたかあるいは 24 時間以下の裸の皮膚への連続的な接触で投与された場合に、10 匹以上のウサギのグループの半数以上を 14 日以内に死亡させる。
分類	定義									
有害性物質 ^{第1条(d)(1)}	(i) 有毒 (ii) 腐食性 (iii) 刺激性 (iv) 強感作性 (v) 引火性または可燃性 (vi) 分解、熱等により圧力を生じる (習慣または合理的に予測できる子供による摂取の結果の接近により相当な傷害または疾病を引き起こす可能性がある場合)									
有毒(Toxic)	経口摂取、吸入、体表からの吸収により人に傷害または疾病または死亡を引き起こす可能性のある（放射性物質以外の）物質									
非常に有毒 (Highly Toxic)	以下のいずれかの影響を与える物質をいう。 (1) 50mg/kg bw 以下の経口単回投与で、体重 200 から 300g の 10 匹以上の実験室白ネズミのグループの半数以上を 14 日以内に死亡させる。 (2) 200 体積 ppm 以下の濃度のガスまたは蒸気、または 200mg/L 以下のミストまたはダストを 1 時間以下の連続吸入させたとき、体重 200 から 300g の 10 匹以上の実験室白ネズミのグループの半数以上を 14 日以内に死亡させる。(物質が合理的に予見できる方法で使用される場合、この濃度に人が遭遇する可能性が高い条件で。) (3) 200mg/kg bw 以下の用量で試験されたかあるいは 24 時間以下の裸の皮膚への連続的な接触で投与された場合に、10 匹以上のウサギのグループの半数以上を 14 日以内に死亡させる。									
規制内容	<p>【規制内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食品、医薬品、化粧品以外の有害化学物質の表示、販売、流通について規制。 ・例えばある種の製品カテゴリーは、登録が必要である（光沢剤・ワックス、洗剤・ 									

法令名	家庭用の有害化学物質の表示、販売、流通に関する大統領令 881 Presidential Decree 881 Regulation Labeling, Sale and Distribution of Household Hazardous Substances
	<p>洗剤、日曜大工や趣味の品物)。 対象となる上記用途は、Administrative Order No. 312 s. 1977 Household Hazardous Substances に定められている³⁰。 ただし家庭の園芸用の肥料及び農薬は、対象から除外されている。(Delisting of Fertilizer, Pesticide, Insecticide and Other Economic Poison as Household Hazardous Substances; ADMINISTRATIVE ORDER No. 39 s. 1979³¹)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・登録については、有害物質とその製造者の登録に関する行政命令 (Registration of Hazardous Substances and Manufacturer of Hazardous Substances Administrative Order No. 303 Series of. 1976³²) に定められている。 ・容器への表示 <ol style="list-style-type: none"> (1) 製造者、包装者、販売者指名及び所在地 (2) 化学物質の一般名称、通称 (3) 引火性物質には「危険」と表示 (4) その他の有害化学物質には、「警告」あるいは「注意」と表示 (5) 引火性、蒸気が有害、やけどをおこす、皮膚から吸収される、等の有害性を示す簡潔な記述 <p>等の 10 項目。詳細は、Labelling Requirements of Hazardous Substances Administrative Order No. 311 s. 1977 に定められている³³。</p>

本法令の規制について、特徴的な点を以下に述べる。

・規制対象物質と選定理由：

物質のハザードの程度により、それぞれ表示すべき注意喚起語等が定められている。

非常に有毒 (Highly Toxic) に分類される物質の毒性の基準値を日本の毒劇法における判定基準と比較すると、経口については LD₅₀ が 50mg/kg 以下、経皮については LD₅₀ が 200mg/kg 以下とされており一致する。ただし、吸入の場合は異なっている³⁴。

・規制内容：

有害物質の製造者は、食品医薬品庁 (FDA) に登録し免許を取得しなければならない。また、製造販売される有害物質は、その成分等の情報を提出し、FDA に登録しなければならない。

・運用体制、実態：

<所管省庁の組織、人員、予算等>

所管官庁は、保健省である。手続等の運用は、食品医薬品庁が担っている。保健省の予算は、図表 2.9-17 のとおりである。

³⁰ 保健省食品医薬品庁 <http://www.bfad.gov.ph/pdf/RegulatoryGuidance/cosmetics/ao/AO312s1977.pdf>

³¹ 保健省食品医薬品庁 <http://www.bfad.gov.ph/oldsite/AO/ao%2039%20s%201979.pdf>

³² 保健省食品医薬品庁 <http://www.bfad.gov.ph/oldsite/AO/ao%20303%20s%201976.pdf>

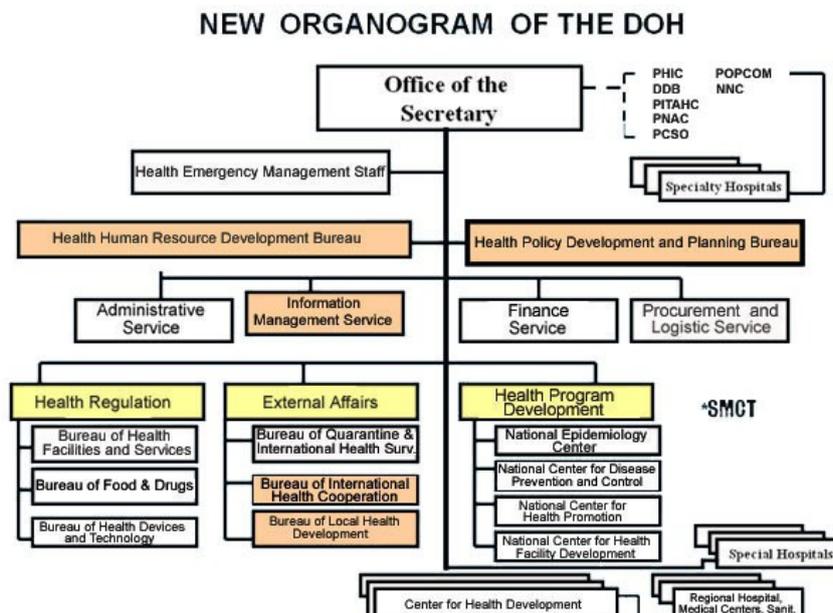
³³ 保健省食品医薬品庁 <http://www.bfad.gov.ph/oldsite/AO/ao%20311%20s%201977.pdf>

³⁴ 「毒物劇物の判定基準 (平成 19 年 3 月)」国立医薬品食品衛生研究所
<http://www.nihs.go.jp/law/dokugeki/kijun.pdf>

食品添加物を管轄する組織は、保健省の食品医薬品局（Bureau of Food and Drugs）であったが、これが改組されて食品医薬品庁（Food and Drug Administration）となった。

図表 2.9-17 保健省（Department of Health）の予算³⁵

年	予算額 (フィリピンペソ)
1991	7,172,751,000
1992	10,227,744,000
1993	6,914,732,000
1994	7,332,191,000
1995	8,534,076,000
1996	9,237,553,000
1997	10,937,857,000
1998	12,943,217,000
1999	11,265,838,000
2000	10,738,905,000
2001	9,456,263,000
2002	11,419,237,000
2003	9,906,290,000
2004	9,563,804,000
2005	9,725,318,000
2006	9,457,285,000
2007	11,398,771,000
2008	18,912,010,000
2009	23,666,655,000



図表 2.9-18 フィリピン保健省組織図³⁶

< 出典 > 保健省ホームページ

³⁵ DOH の HP : <http://www.doh.gov.ph/aboutdoh/dohbudget>

³⁶ DOH の HP : http://www.doh.gov.ph/programs/environmental_health

(c) 特定用途（危険物）

危険物の取扱については、2008年に制定された消防規則³⁷（図表 2.9-19 参照）において定められている。

図表 2.9-19 特定用途（危険物）に関する法令

法令名	消防規則 Implementing Rules and Regulations 【IRR】 of Republic Act No. 9514, Otherwise Known as the “FIRE CODE OF THE PHILIPPINES OF 2008” (PD 1185)																																							
所管官庁	・自治省 Department of Interior and Local Government (DILG) の消防局 (Bureau of Fire Protection ; BFP)																																							
目的等	・公衆の安全を確保し、あらゆる火災を防止することによる経済発展を促進し、消防を専門的職業とすること。																																							
規制対象物質とその選定理由	<p>【規制対象】</p> <p>・対象となる危険物は、以下のとおりである。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>対象</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>固体 Section 10.3.4.1</td> <td>ピロキシリン、可燃性繊維、可燃性の日用品、マッチ、マグネシウム</td> </tr> <tr> <td>液体 Section 10.3.4.2</td> <td>引火性・可燃性液体</td> </tr> <tr> <td>気体 Section 10.3.4.3</td> <td>低温流体、医療用圧縮ガス、液化石油ガス、燃料用圧縮天然ガス</td> </tr> <tr> <td>その他 Section 10.3.4.4</td> <td>酸化性物質、放射性物質、爆発性物質、有機過酸化物、ニトロメタン、硝酸アンモニウム、有害金属、有毒ガス、腐食性液体</td> </tr> </tbody> </table> <p>【可燃性液体の分類】</p> <p>・可燃性の液体については、以下のように区分されている。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>区分</th> <th>物性</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">引火性液体 Flammable Liquids.</td> <td>Class I-A</td> <td>引火点が 22.8°C より低く、沸点が 37.8°C より低い液体。</td> </tr> <tr> <td>Class I-B</td> <td>引火点が 22.8°C より低く、沸点が 37.8°C 以上の液体。</td> </tr> <tr> <td>Class I-C</td> <td>引火点が 22.8°C 以上、37.8°C 以上の液体。</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">可燃性液体 Combustible Liquid</td> <td>Class II</td> <td>引火点が 37.8°C 以上、60°C より低い液体。</td> </tr> <tr> <td>Class IIIA</td> <td>引火点が 60°C 以上、93°C より低い液体。</td> </tr> <tr> <td>Class IIIB</td> <td>引火点が 93°C 以上の液体。</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">溶剤 Solvents</td> <td>Class I</td> <td>引火点が 37.8°C より低い液体。</td> </tr> <tr> <td>Class II</td> <td>引火点が 37.8°C 以上、60°C より低い液体。</td> </tr> <tr> <td>Class IIIA</td> <td>引火点が 60°C 以上、93°C より低い液体。</td> </tr> <tr> <td>Class IIIB</td> <td>引火点が 93°C 以上の液体。</td> </tr> <tr> <td>Class IV</td> <td>非引火性液体。</td> </tr> </tbody> </table>		分類	対象	固体 Section 10.3.4.1	ピロキシリン、可燃性繊維、可燃性の日用品、マッチ、マグネシウム	液体 Section 10.3.4.2	引火性・可燃性液体	気体 Section 10.3.4.3	低温流体、医療用圧縮ガス、液化石油ガス、燃料用圧縮天然ガス	その他 Section 10.3.4.4	酸化性物質、放射性物質、爆発性物質、有機過酸化物、ニトロメタン、硝酸アンモニウム、有害金属、有毒ガス、腐食性液体	分類	区分	物性	引火性液体 Flammable Liquids.	Class I-A	引火点が 22.8°C より低く、沸点が 37.8°C より低い液体。	Class I-B	引火点が 22.8°C より低く、沸点が 37.8°C 以上の液体。	Class I-C	引火点が 22.8°C 以上、37.8°C 以上の液体。	可燃性液体 Combustible Liquid	Class II	引火点が 37.8°C 以上、60°C より低い液体。	Class IIIA	引火点が 60°C 以上、93°C より低い液体。	Class IIIB	引火点が 93°C 以上の液体。	溶剤 Solvents	Class I	引火点が 37.8°C より低い液体。	Class II	引火点が 37.8°C 以上、60°C より低い液体。	Class IIIA	引火点が 60°C 以上、93°C より低い液体。	Class IIIB	引火点が 93°C 以上の液体。	Class IV	非引火性液体。
分類	対象																																							
固体 Section 10.3.4.1	ピロキシリン、可燃性繊維、可燃性の日用品、マッチ、マグネシウム																																							
液体 Section 10.3.4.2	引火性・可燃性液体																																							
気体 Section 10.3.4.3	低温流体、医療用圧縮ガス、液化石油ガス、燃料用圧縮天然ガス																																							
その他 Section 10.3.4.4	酸化性物質、放射性物質、爆発性物質、有機過酸化物、ニトロメタン、硝酸アンモニウム、有害金属、有毒ガス、腐食性液体																																							
分類	区分	物性																																						
引火性液体 Flammable Liquids.	Class I-A	引火点が 22.8°C より低く、沸点が 37.8°C より低い液体。																																						
	Class I-B	引火点が 22.8°C より低く、沸点が 37.8°C 以上の液体。																																						
	Class I-C	引火点が 22.8°C 以上、37.8°C 以上の液体。																																						
可燃性液体 Combustible Liquid	Class II	引火点が 37.8°C 以上、60°C より低い液体。																																						
	Class IIIA	引火点が 60°C 以上、93°C より低い液体。																																						
	Class IIIB	引火点が 93°C 以上の液体。																																						
溶剤 Solvents	Class I	引火点が 37.8°C より低い液体。																																						
	Class II	引火点が 37.8°C 以上、60°C より低い液体。																																						
	Class IIIA	引火点が 60°C 以上、93°C より低い液体。																																						
	Class IIIB	引火点が 93°C 以上の液体。																																						
Class IV	非引火性液体。																																							
規制内容	<p>危険物については、規則 10 第 3 章に定められている。</p> <p>危険物の製造、保管、使用にあたっては、下記の事項が要求される。 section 10.3.1.2</p> <p>【消防安全許可 (Fire Safety Clearance)】</p> <p>・消防局による消防安全許可 (Fire Safety Clearance) の取得。地方自治体及び関連当局による許可及び免許を得るためには、この FSC が必要である。</p>																																							

³⁷ 消防局 Bureau of Fire Protection (BFP)

<http://www.bfpresponse.gov.ph/RA9514%20IRR%20Signed%20by%20SILG.pdf>

法令名	消防規則 Implementing Rules and Regulations 【IRR】 of Republic Act No. 9514, Otherwise Known as the “FIRE CODE OF THE PHILIPPINES OF 2008” (PD 1185)
	【一般的要求事項】 <ul style="list-style-type: none"> ・危険物の製造、保管、使用にあたっては、安全対策及び防護設備、装置を備えなければならない。 ・権限のある地方消防署員は、他の物質と反応して爆発、発火あるいは有毒ガスを発生させる可能性のある化学物質の保管場所を分離するよう要求しなければならない。 ・欠陥のある容器は、処置あるいは修復されなければならない。物質は床や棚に漏出したままにしてはならない。 ・保管庫は整頓されていなければならない。 ・とくに定めがない場合は、国際的に認められた慣行に従わなければならない。 ・毒性及び有害性、引火性、反応性、防火及び応急処置方法を示す記号をラベルに表示しなければならない。

本法の運用状況は、以下のとおりである³⁸。

・運用体制、実態：

<所管省庁の組織、人員等>

消防行政を所管する組織は、もともと国家警察軍（National Police Force）に属していたが、国家警察の誕生に伴い、消防行政を所管する組織も国家警察軍から分離独立し、内務・地方自治省の一組織である消防局として編成された³⁹。

消防職員の数約 1,500 人であり、このうち消防局に勤務している職員は 100 名余りとなっている（2000 年時点）⁴⁰。

(d) 特定用途（食品添加物）

食品添加物については、食品、医薬品及び化粧品法（Food, Drug, and Cosmetic Act (Republic Act No. 3720)）（図表 2.9-20 参照）に基づき食品医薬品庁（Food and Drug Administration）が許認可、ラベル表示規制を行っている。食品医薬品庁は、食品添加物に関するガイドライン（Regulatory Guidelines Concerning Food Additives (AO 088-A s. 1984)）（図表 2.9-21 参照）を策定し使用を許可する食品添加物のリストを「Updated List of Food Additives (BC 2007-009) ⁴¹」として公開している。

³⁸ (財)日本消防設備安全センター「フィリピンの消防事情」2002年3月

<http://www.kaigai-shobo.jp/php/publication.php>

³⁹ (財)自治体国際化協会「フィリピンの地方自治」（1998年）

http://www.clair.or.jp/j/forum/c_report/html/cr170/index.html

⁴⁰ 海外消防情報センター「フィリピンの消防事情」（平成14年）

⁴¹ <http://www.bfad.gov.ph/cfc/pdf.cfm?pdfid=857>

図表 2.9-20 特定用途（食品添加物）に関する法令（その1）

法令名	食品、医薬品及び化粧品法 Food, Drug, and Cosmetic Act (Republic Act No. 3720) AN ACT TO Ensure the Safety and Purity of Foods, Drugs, and Cosmetics being Made Available to the Public by Creating the Food And Drug Administration which Shall Administer and Enforce the Laws Pertaining Thereto.
所管官庁	・保健省（Department of Health）
目的等	・食品、医薬品、化粧品の品質を保証し、人の健康を保護するためにその生産、販売、売買を規制すること。
規制内容	<p>【概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保健省による食品企画、品質評価方法の設定、安全な食品供給のための規制 ・食品医薬品庁に運用及び施行の権限を委譲 <p>【基準値等】</p> <p>食品添加物に関するガイドラインにおいて、基準値を定めている。 Regulatory Guidelines Concerning Food Additives (AO 088-A s. 1984) (図表 2.9-21 参照)</p> <ul style="list-style-type: none"> ●食品医薬品庁 (FDA) <p>http://www.bfad.gov.ph/pdf/RegulatoryGuidance/food/ao/AO088-As1984.pdf</p>

図表 2.9-21 特定用途（食品添加物）に関する法令（その2）

法令名	食品添加物に関するガイドライン Regulatory Guidelines Concerning Food Additives (AO 088-A s. 1984)													
所管官庁	・保健省（Department of Health）、食品医薬品庁（Food and Drug Administration）													
規制内容	<p>食品、医薬品及び化粧品法に基づく食品添加物の製造・輸入についての規則を定める。 食品添加物の用途ごと、物質ごとに使用許容量を定めている。 規格については、米国の連邦規則集、米国の Food Chemicals Codex、JECFA 規格の最新版のいずれかに適合することと定められている。</p> <p>また、認められた最新の食品添加物の全リスト及びその許容量が Updated List of Food Additives (BC 2006-016) に示されている。 具体的なリストは、下記 URL で参照することができる。 <食品医薬品庁 (FDA) http://www.bfad.gov.ph/cfc/pdf.cfm?pdfid=857></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>用途例</th> <th>リスト状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>食品添加物 (グループ I)</td> <td>固結防止剤、保存料、酸化防止剤、酸化防止剤シネルギスト、乳化剤、固化剤、風味増強剤、着色料、甘味料、等</td> <td>19 の用途に分類されポジティブリストとして示されている。</td> </tr> <tr> <td>加工助剤 (グループ II)</td> <td>消泡剤、清澄剤、触媒、抽出／稀釈溶剤、ろ過助剤、噴射剤、酵素剤</td> <td>11 の用途に分類されポジティブリストとして示されている。</td> </tr> <tr> <td>香料 (グループ III)</td> <td>香料については、今後詳細化予定とされている。</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		分類	用途例	リスト状況	食品添加物 (グループ I)	固結防止剤、保存料、酸化防止剤、酸化防止剤シネルギスト、乳化剤、固化剤、風味増強剤、着色料、甘味料、等	19 の用途に分類されポジティブリストとして示されている。	加工助剤 (グループ II)	消泡剤、清澄剤、触媒、抽出／稀釈溶剤、ろ過助剤、噴射剤、酵素剤	11 の用途に分類されポジティブリストとして示されている。	香料 (グループ III)	香料については、今後詳細化予定とされている。	
分類	用途例	リスト状況												
食品添加物 (グループ I)	固結防止剤、保存料、酸化防止剤、酸化防止剤シネルギスト、乳化剤、固化剤、風味増強剤、着色料、甘味料、等	19 の用途に分類されポジティブリストとして示されている。												
加工助剤 (グループ II)	消泡剤、清澄剤、触媒、抽出／稀釈溶剤、ろ過助剤、噴射剤、酵素剤	11 の用途に分類されポジティブリストとして示されている。												
香料 (グループ III)	香料については、今後詳細化予定とされている。													

図表 2.9-22 特定用途（食品添加物）に関する法令（その3）

法令名	着色料に関する規定 Regulation Governing Importation of Food Color Additives AO112s1985
所管官庁	・保健省（Department of Health）、食品医薬品庁（Food and Drug Administration）
規制基準や物質リスト	本規定内に対象となる物質のリストが掲載されている。 ◎食品医薬品庁（FDA） http://www.bfad.gov.ph/pdf/RegulatoryGuidance/food/ao/AO112s1985.pdf
規制内容	食品、医薬品及び化粧品法（Food, Drug, and Cosmetic Act (Republic Act No. 3720)）（図表 2.9-20 参照）に基づき、人口着色料の安全性及び品質を保証する。 輸入可能な人口着色料は、認められたリストに掲載されているものに限定される。 輸入にあたっては、事前に FDA の許可を得なければならない。

図表 2.9-23 特定用途（食品添加物）に関する法令（その4）

法令名	非栄養性甘味料に関する規定 Regulation on Non-Nutritive Sweeteners applicable to both Food and Drugs AO 103-A s. 1984
所管官庁	・保健省（Department of Health）、食品医薬品庁（Food and Drug Administration）
規制内容	消費者を保護するため、食品、医薬品及び化粧品法（Food, Drug, and Cosmetic Act (Republic Act No. 3720)）（図表 2.9-20 参照）に基づき非栄養目的の（Non-Nutritive）甘味料に関する規定を定める。 サッカリンを含む医薬品等には、「サッカリンを含む当該製品の使用により健康を害すること」を示す表示を義務付けている。

本法令の規制について、特徴的な点を以下に述べる。

・規制対象物質：

フィリピンの食品添加物の規制は、日本と同様に使用が認められる甘味料や着色料、PH調整剤や保存料等の添加物を使用限量とともに定めるポジティブリスト方式となっている。なお、今後の改正の方向性については、2006年9月時点での情報によれば、フィリピンの食品添加物リストはよりコーデックスに近い形へと更新が進められているとのことである。

- ・甘味料・着色料・保存料等の食品添加物の使用規制については、コーデックス委員会（CAC）や合同食品添加物専門家会議（JECFA）等国際基準を定める機関に準拠して、食品薬品局が審査して決定する。
- ・香料の使用については、米国香料抽出製造者協会（FEMA）または国際香料産業組合（IOFI）が定めた基準を遵守しなければならないとされている。
- ・使用が認められる食品添加物のポジティブリスト（限量含む）は、コーデックス委員会（CAC）によって新たに採用された食品添加物や機能的分類に従い、付録資料の補足版として自動的に追加されることになっている⁴²。

⁴² JETRO マニラセンター、「フィリピンにおける加工食品の輸入制度」（2008年10月）

2 アジア諸国における化学物質管理制度の現状に関する調査

2.9 フィリピン

- ・また、食品添加物の規格については、米国の連邦規則集 (Code of Federal Regulations)、米国の (Food Chemicals Codex)、JECFA (FAO/WHO 合同食品添加物専門委員会) 規格の最新版のいずれかに適合することと定められている。

・運用体制、実態：

<所管省庁の組織、人員、予算等>

所管官庁は、保健省の食品医薬品庁である。その組織については、前述したとおりである。

(e) 特定用途 (消費者製品)

消費者製品の安全性については、消費者法 (Consumer Act No.7394) (図表 2.9-24 参照) に基づいて規制されている。

図表 2.9-24 特定用途 (消費者製品) に関する法令 (その 1)

法令名	消費者法 Consumer Act No.7394 (Republic Act 7394)
所管官庁	保健省 (Department of Health) →食物・薬品・化粧品の実質性の確保等 (食品添加物については(d)に記述。) 農業省 (Department of Agriculture) →農業産品の安全品質管理、適正な商品情報表示等 貿易工業省 (Department of Trade and Industry) →消費財の品質・安全の確保等
目的等	① 消費者の健康や安全の保護 ② 不公平かつ非良心的な売買契約からの保護 ③ 商品や役務の自主的・合理的な選択機会の確保に必要な情報や教育の機会提供 ④ 不法行為からの適切な権利救済手段の保障 ⑤ 消費者政策に消費者の意見が反映される機会の保障 等。
規制内容	消費財の品質と安全 (第 2 章) : Chapter II Consumer Product Quality and Safety 禁止有害物質 : 当局が指定した物質であって (1) 玩具等、子供が使用することを意図した製品であって、それ自体が有害あるいは人体に有害な物質を含むもの (2) 家庭で使用することを目的とした有害物質 表示及び公正な包装 (第 4 章) : Chapter IV Labeling and Fair Packaging ・対象は、有害性のある消費者製品。 ・分類と表示。

消費者製品のうち、食品、医薬品、化粧品以外の家庭で使用される有害化学物質の表示、販売、流通については、家庭用の有害化学物質の表示、販売、流通に関する大統領令 881 (Presidential Decree 881 Regulation Labeling, Sale and Distribution of Household Hazardous Substances) (図表 2.9-25 参照) で規制されている。

図表 2.9-25 特定用途（消費者製品）に関する法令 その2（図表 2.9-16 再掲）

法令名	家庭用の有害化学物質の表示、販売、流通に関する大統領令 881 Presidential Decree 881 Regulation Labeling, Sale and Distribution of Household Hazardous Substances									
所管官庁	保健省（Department of Health）									
規制対象物質とその選定理由	<p>・第1条に定義が定められている。</p> <p>【対象ハザード】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>定義</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>有害性物質^{第1条(d)(1)}</td> <td>(i) 有毒 (ii) 腐食性 (iii) 刺激性 (iv) 強感作性 (v) 引火性または可燃性 (vi) 分解、熱等により圧力を生じる (習慣または合理的に予見できる子供による摂取の結果の接近により相当な傷害または疾病を引き起こす可能性がある場合)</td> </tr> <tr> <td>有毒(Toxic)</td> <td>経口摂取、吸入、体表からの吸収により人に傷害または疾病または死亡を引き起こす可能性のある（放射性物質以外の）物質</td> </tr> <tr> <td>非常に有毒(Highly Toxic)</td> <td>以下のいずれかの影響を与える物質をいう。 (1) 50mg/kg bw 以下の経口単回投与で、体重 200 から 300g の 10 匹以上の実験室白ネズミのグループの半数以上を 14 日以内に死亡させる。 (2) 200 体積 ppm 以下の濃度のガスまたは蒸気、または 200mg/L 以下のミストまたはダストを 1 時間以下の連続吸入させたとき、体重 200 から 300g の 10 匹以上の実験室白ネズミのグループの半数以上を 14 日以内に死亡させる。 (質が合理的に予見できる方法で使用される場合、この濃度に人が遭遇する可能性が高い条件で。) (3) 200mg/kg bw 以下の用量で試験されたかあるいは 24 時間以下の裸の皮膚への連続的な接触で投与された場合に、10 匹以上のウサギのグループの半数以上を 14 日以内に死亡させる。</td> </tr> </tbody> </table>		分類	定義	有害性物質 ^{第1条(d)(1)}	(i) 有毒 (ii) 腐食性 (iii) 刺激性 (iv) 強感作性 (v) 引火性または可燃性 (vi) 分解、熱等により圧力を生じる (習慣または合理的に予見できる子供による摂取の結果の接近により相当な傷害または疾病を引き起こす可能性がある場合)	有毒(Toxic)	経口摂取、吸入、体表からの吸収により人に傷害または疾病または死亡を引き起こす可能性のある（放射性物質以外の）物質	非常に有毒(Highly Toxic)	以下のいずれかの影響を与える物質をいう。 (1) 50mg/kg bw 以下の経口単回投与で、体重 200 から 300g の 10 匹以上の実験室白ネズミのグループの半数以上を 14 日以内に死亡させる。 (2) 200 体積 ppm 以下の濃度のガスまたは蒸気、または 200mg/L 以下のミストまたはダストを 1 時間以下の連続吸入させたとき、体重 200 から 300g の 10 匹以上の実験室白ネズミのグループの半数以上を 14 日以内に死亡させる。 (質が合理的に予見できる方法で使用される場合、この濃度に人が遭遇する可能性が高い条件で。) (3) 200mg/kg bw 以下の用量で試験されたかあるいは 24 時間以下の裸の皮膚への連続的な接触で投与された場合に、10 匹以上のウサギのグループの半数以上を 14 日以内に死亡させる。
分類	定義									
有害性物質 ^{第1条(d)(1)}	(i) 有毒 (ii) 腐食性 (iii) 刺激性 (iv) 強感作性 (v) 引火性または可燃性 (vi) 分解、熱等により圧力を生じる (習慣または合理的に予見できる子供による摂取の結果の接近により相当な傷害または疾病を引き起こす可能性がある場合)									
有毒(Toxic)	経口摂取、吸入、体表からの吸収により人に傷害または疾病または死亡を引き起こす可能性のある（放射性物質以外の）物質									
非常に有毒(Highly Toxic)	以下のいずれかの影響を与える物質をいう。 (1) 50mg/kg bw 以下の経口単回投与で、体重 200 から 300g の 10 匹以上の実験室白ネズミのグループの半数以上を 14 日以内に死亡させる。 (2) 200 体積 ppm 以下の濃度のガスまたは蒸気、または 200mg/L 以下のミストまたはダストを 1 時間以下の連続吸入させたとき、体重 200 から 300g の 10 匹以上の実験室白ネズミのグループの半数以上を 14 日以内に死亡させる。 (質が合理的に予見できる方法で使用される場合、この濃度に人が遭遇する可能性が高い条件で。) (3) 200mg/kg bw 以下の用量で試験されたかあるいは 24 時間以下の裸の皮膚への連続的な接触で投与された場合に、10 匹以上のウサギのグループの半数以上を 14 日以内に死亡させる。									
規制内容	<p>【規制内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食品、医薬品、化粧品以外の有害化学物質の表示、販売、流通について規制。 ・例えばある種の製品カテゴリーは、登録が必要である（光沢剤・ワックス、洗剤・洗浄剤、日曜大工や趣味の品物）。 <p>対象となる上記用途は、Administrative Order No. 312 s. 1977 Household Hazardous Substances に定められている⁴³。</p> <p>ただし家庭の園芸用の肥料及び農薬は、対象から除外されている。（Delisting of Fertilizer, Pesticide, Insecticide and Other Economic Poison as Household Hazardous Substances; ADMINISTRATIVE ORDER No. 39 s. 1979⁴⁴）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・登録については、有害物質とその製造者の登録に関する行政命令（Registration of Hazardous Substances and Manufacturer of Hazardous Substances Administrative Order No. 303 Series of. 1976⁴⁵）に定められている。 ・容器への表示 <ol style="list-style-type: none"> (1) 製造者、包装者、販売者指名及び所在地 (2) 化学物質の一般名称、通称 (3) 引火性物質には「危険」と表示 									

⁴³ 保健省 <http://www.bfad.gov.ph/pdf/RegulatoryGuidance/cosmetics/ao/AO312s1977.pdf>

⁴⁴ 保健省 <http://www.bfad.gov.ph/oldsite/AO/ao%2039%20s%201979.pdf>

⁴⁵ 保健省 <http://www.bfad.gov.ph/oldsite/AO/ao%20303%20s%201976.pdf>

法令名	家庭用の有害化学物質の表示、販売、流通に関する大統領令 881 Presidential Decree 881 Regulation Labeling, Sale and Distribution of Household Hazardous Substances
	(4) その他の有害化学物質には、「警告」あるいは「注意」と表示 (5) 引火性、蒸気が有害、やけどをおこす、皮膚から吸収される、等の有害性を示す簡潔な記述 等の 10 項目。詳細は、Labelling Requirements of Hazardous Substances Administrative Order No. 311 s. 1977 に定められている ⁴⁶ 。

本法令の規制について、特徴的な点を以下に述べる。

・規制内容：

大統領令 881 の規制内容については、「(b) 特定用途（毒物）」を参照されたい。

なお日本の「有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律」では、人の健康に重大な被害を生じさせる物質を含む家庭用品が出回った場合には、回収命令等の規制が行えることとなっているが、本法では回収についての規定は無い。

・運用体制、実態：

<運用組織、人員、予算等>

所管官庁は、保健省である。保健省の組織、人員、予算等については「(b) 特定用途（毒物）」の項を参照されたい。

<海外の影響、リスク評価の導入、消費者製品への GHS 対応>

消費者製品については、米国における消費者製品ラベルとほぼ同様のリスクベースのアプローチが採用されている。GHS については、現地の化学品貿易協会からの情報をベースに、日本石鹼洗剤工業会によって作成された消費者製品のための GHS 実施ガイダンスを採用することが予定されている⁴⁷。

(f) 特定用途（建材）

合板（Plywood）の品質について、フィリピン標準（PNS196:2000 Plywood – specification Type I & II plywood products and black board, strip boards）が定められている⁴⁸が、ホルムアルデヒドの放散に関する基準等はここに定められていないようである。なおフィリピン標準の所管官庁は、貿易工業省（Department of Trade and Industry）の製品標準局（Bureau of product standards）である。

⁴⁶ 保健省 <http://www.bfad.gov.ph/oldsite/AO/ao%20311%20s%201977.pdf>

⁴⁷ Chemcon EUROPE 2010, GHS Implementation Status in Asia Pacific, Karon E. Armstrong (3M, US).

⁴⁸ List of Products under Mandatory Certification（2010 年）

(g) 排出規制（大気・水域・土壌）

【大気】

移動排出源(自動車等)、固定排出源（食品、繊維、製鉄業）からの排出の双方からの排気ガスによる大気汚染が問題となっており⁴⁹、大気浄化法（Clean Air Act of 1999）に基づいて移動排出源である車両、固定排出源それぞれに排出基準が定められている。また、汚染地区のモニタリングも実施されている。

図表 2.9-26 排出規制（大気）に関する法令（その1）

法令名	大気浄化法 Clean Air Act of 1999, Republic Act No.8749 (Act providing for a Comprehensive Air Pollution Control Policy and for Other Purposes)
所管官庁	環境天然資源省（Department of Environment and Natural Resource） 主管官庁として、大気質改善に関する統合フレームワークの基礎となる、大気質レポート(National Air Quality Status Report)の作成、その他関連規則、規制の実施。 その他省庁の役割： DOTC(Department of Transportation and Communicaton): DENR 及び排出事業者と協力し、排出許可システム及び車両登録更新システムに基づき排出者からの排出料の収集を行う。また、車両の排出基準を定める。 DOST(Department of Science and Technology): DENR や民間セクター、学術研究者、NGO や市民団体とともに大気汚染防止のための国家研究開発プログラムを設立する。 DTI(Department of Trade and Industry), DOST 地方局: DENR とともに車両からの排出による大気汚染防止・管理のためのアクションプランの策定。 DOTC, DTI, DENR:車両審査及び排出に関する試験手続を定める。 DOE(Department of Energy): DTI の製品基準局、DOST の諮問を受け、燃費及び排出削減に資する燃料組成の改善のため、DENR と共同で輸送業界及び学術研究者、消費者とともに、燃料及び燃料関連の製品の種別を特定する。 Philippine Atmospheric, Geophysical and astronomical Service Administration (PAGASA): オゾン層の減少や温暖化ガスを含む環境に影響する気象学的因子を観測する。 Philippine Nuclear Research Institute (PNRI) : DENR とともに、原子力を使用するプロジェクトを管理する。 Department of Education, Culture and Sports (DECS), the Department of the Interior and Local Government (DILG), the Department of Agriculture (DA) and the Philippine Information Agency (PIA):継続的な大気質情報とキャンペーンにより他の政府機関や NGO、市民団体、学術研究者、環境団体、その他の民間団体を含む民間セクターの参加を促進する。
規制対象物質とその選定理由	【固定排出源】 国際的に認められている基準をもとに、固定排出源からの排出基準が定めている。 ^{第19条} 【移動排出源】 車両登録の要件として、DOTC の定める排出基準 ^{第21条} に適合していなければならない。排出基準には EURO2 また、排出基準に適合しているかどうかは、試験センターでテストすることになっている。 ^{第46条} 【燃料及び添加剤】 燃料及びその添加剤を製造・取扱・売買する者は、環境天然資源省に登録をしなければ

⁴⁹(財) 地球・人間環境フォーラム「開発途上地域における企業の社会的責任 CSR in Asia」平成 17 年(2005 年) 3 月

2 アジア諸国における化学物質管理制度の現状に関する調査
2.9 フィリピン

法令名	<p>大気浄化法 Clean Air Act of 1999, Republic Act No.8749 (Act providing for a Comprehensive Air Pollution Control Policy and for Other Purposes)</p>
	<p>ばならない。^{第26条} また特に鉛を添加したガソリンを輸入販売してはならないとされている。^{第28、29条} オゾン層破壊物質に関する規定^{第30条} 温室効果ガスに関する規定^{第31条} POPsに関する規定^{第32条}</p> <p>・以上に関する具体的な基準値は、下位規則である大気浄化法施行規則 (Implementing Rules and Regulations for RA 8749 (DAO 2000-81)) に定められている。</p>
目的等	<p>環境の保護と開発のバランスをとりつつ、固定排出源、移動排出源からの汚染物質の排出基準を定め大気汚染を防止すること。</p>
規制内容	<p>【採択年】 1999年6月23日</p> <p>【下位の法令】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ Implementing Rules and Regulations for RA 8749 (DAO-2000-81) 参照。 ・ Guidelines to Implement the Tax Incentives Provision Under Section 13 of Republic Act No. 8749 Otherwise Known as the Philippine Clean Air Act of 1999(DAO 2004-53) ・ Amending Rule XIX of DENR Administrative Order NO. 2000-81 (Implementing Rules and Regulation of RA 8749)(DAO 2004-26) <p>【規制内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 固定汚染源は、DENR 地方支所の所長による有効な操業認可を受けなければならない^{第16条}。 <p>【罰則】 罰則に関する規定は6章に定められている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 固定排出源に対する基準違反には、違法な排出を続けている期間中1日あたり10万ペソ以下の罰金が科せられる。金額の設定は、違反者の支払い能力等を考慮して Pollution Adjudication Board が決定する。さらに、PABは適切な公害防止措置がとられるまで固定排出源の閉鎖、建設の延期等を命じることができる。^{第45条} ・ 車両に関する排出基準に違反した場合には、罰金の支払が求められ、支払わない場合にはナンバープレートが差し押さえられる。罰金は、違反1回目は2千ペソ以下、2回目は2千ペソ以上4千ペソ以下、3回目は1年の車両登録停止処分と4千ペソ以上6千ペソ以下の罰金が科せられる。また、違反者は大気汚染に関する講習会に参加しなければならない。車検(national motor vehicle inspection)業者が違反した場合には、3万ペソ以上の罰金と免許の剥奪処分となる。^{第46条} ・ これ以外の違反については、1万ペソ以上10万ペソ以下の罰金あるいは6ヶ月以上6年未満の禁固刑が科せられる。法の実施に関わる権限者等である場合は、この罰則が適用される。^{第47条} ・ 著しい違反については、刑事告訴を受けることもあり、6年以上10年以下の禁固刑に処せられる。^{第48条} <p>【見直し等】 2年ごとあるいは必要な場合に排出基準の見直しを行うこととされている。^{第19条}</p>

図表 2.9-27 排出規制（大気）に関する法令（その2）

法令名	大気浄化法施行規則 Implementing Rules and Regulations for RA 8749 (DAO 2000-81)
所管官庁	環境天然資源省 (Department of Environment and Natural Resource)
規制内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 固定汚染源の新築または改築においては、その許可を DENR 地方支所の所長から取得することが必要となる。 ・ 但し、EMB（環境管理局）との合意協定を交わしており、かつ、指定された時間枠内での環境管理計画を実施する固定汚染源は、適用される罰則や罰金が DENR によって軽減または減額されることがある。

本法令の規制について、特徴的な点を以下に述べる。

・規制対象物質と選定理由：

大気汚染物質の排出基準は、固定排出源及び移動排出源に対して定められている。なお、燃料及び添加剤についても定めがある。

固定排出源に対する排出基準値は、図表 2.9-28 の通りである。対象物質は、日本の大気汚染防止法におけるばい煙、有害大気汚染物質、特定物質⁵⁰等に対応する。

移動排出源である車に対する排出基準値は、欧州の EURO2 を採用している (Revised Emission Standards for Motor Vehicles Equipped with Compression-ignition and Spark-Ignition Engines, DAO No. 2007-27⁵¹)。なお、圧縮点火式と火花点火式エンジンを装備した自動車のための改訂排気ガス基準の Department Administrative Order No. 2010-2322⁵²では、2016年1月1日から、すべての軽量自動車両（総車両重量が 3,500kg 以下の車両）はユーロ IV 排気ガス規制に適合することが求められる。

⁵⁰ 特定施設において故障、破損等の事故時に発生するものに対し、復旧義務や都道府県知事への通報等の措置が定められている。

⁵¹ 環境管理局 http://www.lto.gov.ph/Issuances/dao-2007-27_137.pdf

⁵² 環境管理局 http://server2.denr.gov.ph/files/dao-2010-23_628.pdf

2 アジア諸国における化学物質管理制度の現状に関する調査
2.9 フィリピン

図表 2.9-28 フィリピンの固定排出源に対する排出基準値
(National Emission Standards for Source Specific Air Pollutants (NESSAP))

大気汚染物質	対象排出源	排出基準値 (mg/NCM)	日本の大気汚染防止法における定義		
アンチモンとその化合物	全排出源	10 (Sbとして)	有害大気汚染物質		
砒素とその化合物	全排出源	10 (Asとして)	有害大気汚染物質		
カドミウムとその化合物	全排出源	10 (Cdとして)	ばい煙		
一酸化炭素	工業排出源	500 (COとして)	有害大気汚染物質		
銅とその化合物	工業排出源	100 (Cuとして)	有害大気汚染物質に該当する可能性のある物質		
水酸化フッ素及びフッ素化合物	アルミナからアルミニウムを製造する施設以外の全排出源	50 (HFとして)	ばい煙		
硫化水素	(i)地熱発電所	1995年1月以降の新設施設は、 150g/GMW-Hr. 既存施設は200g/GMW-Hr	特定物質		
	(ii)地熱資源探査及び井戸試験施設	実行可能な最良の技術を適用			
	(i),(ii)以外の全排出源	7 (H ₂ Sとして)			
鉛	貿易、工業、加工	10	ばい煙		
水銀	全排出源	5 (Hg単体として)	有害大気汚染物質		
ニッケル及びその化合物	全排出源	20 (Niとして) (ニッケルカルボニルは 0.5mg/NCM)	有害大気汚染物質		
窒素酸化物 (NO _x)	(1)硝酸の製造	2,000 (酸及びNO _x , NO ₂ として)	ばい煙		
	(2)燃料燃焼蒸気発生器 a)既存施設 b)新規施設 i)石炭燃焼 ii)石油燃焼	1,500 (NO ₂ として)			
		1,000 (NO ₂ として)			
		500 (NO ₂ として)			
	(3)ディーゼル発電機	2,000 (NO ₂ として)			
(1),(2),(3)以外の排出源 a)既存施設 b)新規施設	1,000 (NO ₂ として) 500 (NO ₂ として)				
粒子状物質	燃料燃焼施設 a)都市及び工業地帯 b)その他の地域	150	自動車排出ガスの定義における汚染物質		
		200			
	セメントプラント	150			
	溶鋳炉	150			
	その他の固定排出源	200			
五酸化リン	全排出源	200 (P ₂ O ₅ として)	特定物質		
硫黄酸化物 (SO _x)	既存施設 硫酸及びスルホン化プロセス 燃料燃焼施設 その他の固定排出源	2,000 (SO ₃ として)	ばい煙		
		1,500 (SO ₂ として)			
		1,000 (SO ₃ として)			
	新規施設 硫酸及びスルホン化プロセス 燃料燃焼施設 その他の固定排出源	1,500 (SO ₃ として) 700 (SO ₂ として) 200 (SO ₃ として)			
	亜鉛及びその化合物	全排出源		100 (Znとして)	有害大気汚染物質

・規制内容：

<固定排出源>

DENR は、EMB を通して、固定排出源に対する排出基準値（the National Emission Standards for Source Specific Air Pollutants : NESSAP）、フィリピン大気環境基準（National Ambient Air Quality Standards : NAAQS）を設定し、各種規制を行っている。排出事業者に対しては、排出量に応じた料金を支払うことを義務づけており、基準を超過した場合には上乗せ料金（50%）が発生する。また、年間 100 トン以上の輩出事業者に対しては、排出量継続監視システム（continuous emission monitoring system ; CEMS）の導入を義務づけている。

<移動排出源>

EMB は、DENR を通して、車両の製造業者、組立業者、輸入業者に対して、特定の新しい車両、又は車種が、Republic Act 8749 もしくは Clean Air Act の排気ガス基準に適合していることを示すため、適合証明書（COC）を発行している。COC は発行日から 6 年間有効である。また、再組立された車両、輸入車、中古車、中古エンジンを使用して改造されている登録前の車両輸入業者または所有者は、陸運局（Land Transportation Office ; LTO）からの排気ガス基準適合証明書（CCES）を入手しなければならないこととなっている⁵³。

・運用体制、実態：

<運用体制>

主管官庁は、環境天然資源省であり、大気質レポートの作成やその他関連規則・規制を実施している。移動排出源については交通通信省も共管し陸運局（LTO）が車両登録更新システムの運用を行っている。

<運用状況とその効果>

フィリピンにおける主な大気汚染物質の排出量を図表 2.9-29 に示す。移動排出源からの排出量が多く問題となっている。ただし、硫酸化合物については固定排出源からの排出量が移動排出源からの排出量を上回っている。

図表 2.9-29 フィリピンにおける大気汚染物質の排出量（2006 年）（単位：トン）

排出源	PM	SO _x	NO _x	CO	VOC	計	%
固定排出源	110,023	598,634	326,219	360,620	67,859	1,463,385	21
移動排出源	244,764	14,309	405,033	9,988,616	914,996	4,567,719	65
面源	423,615	1,963	327,261	165,647	63,855	982,340	14
計	778,402	614,937	1,058,514	3,514,883	1,046,710	7,013,444	100
%	11	9	15	50	15	100	—

<出典>環境天然資源省 Brown Environment Report (2005-2007)

⁵³ JETRO 海外調査部「フィリピンの環境に対する市民意識と環境関連政策」（2011 年 2 月）

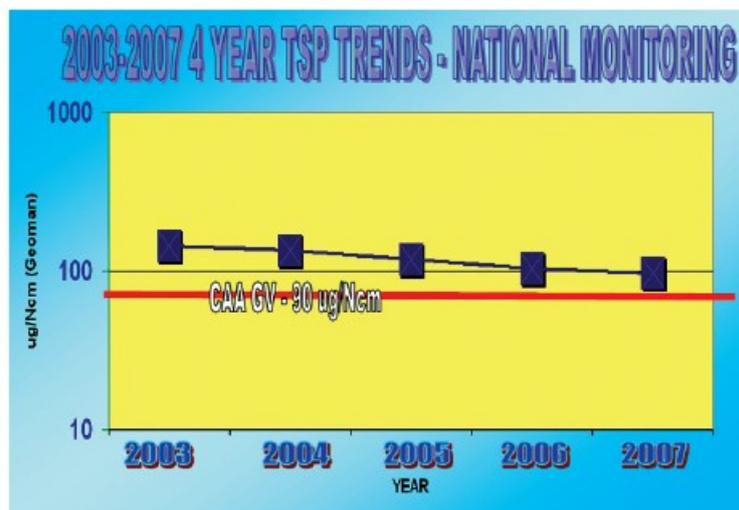
図表 2.9-30 に示すとおり、2005 年から 2007 年の間に 18,697 件の事業所が監視され、1,676 件の違反通知と 24,391 件の操業許可が発行された。

図表 2.9-30 大気浄化法における違反通知と操業許可の発行件数

地域	2005		2006		2007	
	違反通知	操業許可	違反通知	操業許可	違反通知	操業許可
NCR	216	1,795	209	907	218	727
CAR	—	264	10	168	11	132
1	23	510	—	475	40	353
2	37	330	40	458	—	308
3	52	673	36	584	46	644
4a	—	2,438	5	1,281	11	1,727
4b	—	379	20	321	48	285
5	41	416	71	655	70	800
6	148	608	33	541	16	458
7	20	687	50	698	31	662
8	—	217	5	224	6	280
9	3	139	—	145	—	180
10	16	535	10	233	1	334
11	46	364	30	400	21	223
12	8	184	8	80	9	93
13	1	120	5	171	5	185
計	611	9,659	532	7,341	533	7,391

< 出典 > 環境天然資源省 Brown Environment Report (2005-2007)

ただし図表 2.9-31 に示すように粒子状物質の濃度は 2003 年から 2007 年の間に $144 \mu\text{g}/\text{Nm}^3$ から $97 \mu\text{g}/\text{Nm}^3$ と 30% 程度減少してきており、大気質の改善が進みつつある。



< 出典 > 環境天然資源省 Brown Environment Report (2005-2007)

図表 2.9-31 全浮遊微粒子の環境中濃度変化 (24 時間の年平均値)

<リスク評価>

大気汚染物質の拡散モデルが開発されに関するガイドライン⁵⁴が定められている。

「SCREEN」「AUSPLUME」「AERMOD」「CALPUFF」

<海外の影響>

上述のとおり、自動車の排出基準には欧州の EURO2 の基準値が採用されている。

また、開発銀行等の援助を受けて図表 2.9-32 に示す大気質向上のためのプログラムを実施している⁵⁵。

図表 2.9-32 大気汚染に関する海外からの支援に基づく活動

プログラム名	支援主体	活動・成果
メトロマニラ大気質向上開発プログラム	アジア開発銀行、その他海外諸国	2007年12月に完了し、下記の成果が得られた。 ・1994年よりガソリン中の鉛の段階的なフェーズアウトを進めた結果、大気中の鉛濃度が1999年から2000年で87%減少した。 ・ディーゼル燃料中の硫黄濃度を減少させたことにより、移動排出源からの硫黄酸化物の排出量が87%削減された。
車両排出削減プログラム	米国国際開発局 (US Agency for International Development)	・車両の適切なメンテナンスを実施できるように訓練及び技術支援を行う。 ・メンテナンスの実行を呼びかけるリーダーとしてのドライバー、オペレーターの団体を組織する。具体的には公共交通機関の運転手を中心となって乗り合いバスの運転手等向けにセミナーを行う活動を実施した。 ・信頼できるキャリブレーション [較正] センターを設置。
東アジア酸性雨モニタリングネットワーク	政府間協力、日本	1998年の立ち上げ時から参画。 ・国家モニタリング計画にもとづく実施 ・試験機関間での調査結果の比較 ・啓発

<出典>環境天然資源省 Brown Environment Report (2005-2007)

<市民とのかかわり>

大気汚染防止に関しては、法令の施行に関連して、市民自身が遵守状況を監視したり、普及啓発のためのキャンペーンを実施している。市民自身が煙を排出する自動車の違反を報告する活動を実施した。停止させられた車は検査を受け排出基準違反が認められた場合には、実際に罰金が徴収されている。また、NGO (Concerned Citizens Against Pollution) が、マニラ首都圏の市民に対する啓発活動を実施している。

フィリピンは、カトリックという宗教的背景もあり、個人・企業の社会貢献活動が古くから行われてきている。またフィリピンには約6万のNGOが存在していると言われ様々

⁵⁴ 環境天然資源省 Memoeandum Circular NO 2008-003

<http://www.emb.gov.ph/air/downloads/EMB%20Dispersion%20Modelling%20Guidelines%20rev2.pdf>

⁵⁵ 環境天然資源省 Brown Environment Report (2005-2007)

な分野で活動しており、NGO が政府や国際援助機関と協力して環境問題に取り組むことは政府からも推奨されるようになってきている。NGO の数と規模は増大し、専門家するようになり、政策に与える影響力も大きくなってきているとされる。

<今後の課題等>

基本的な基準、制度が整えられており、今後はその実施が課題とされている。例えば、産業界の自主管理の強化、車検システムの全国的な実施、啓発活動の強化等が挙げられる⁵⁶。

【水域】

フィリピンにおける従来の水質管理の政策は、工場等からの排水の濃度を規制する Command and control という手法であった。しかし、地域事務所の職員の数が限られていることもあり、すべての汚染源に目が届かず、実効性は不十分であった。また、汚染源の数が増加あるいは個々の汚染源が生産設備を拡張し、排水の量が増大すれば「濃度規制」を厳密に行っても河川等の汚染は将来にわたって改善されることなく水質汚濁は進行し続けるという弱点を有していた。こうして河川水、地下水及び沿岸における水質汚濁が広範囲に進行する一方、その対策としての上下水道、都市排水及び廃棄物処理場の整備は水質管理に関連する省庁の著しい財源不足のため限定的なものとなり、表層水、地下水、沿岸環境の荒廃が生じた。

このような状況を踏まえ、2003年に水質管理行政の転換が行われ、経済的なインセンティブを民間セクターに与え公害防止対策推進のための自助努力を促進する市場経済手法を活用した政策が推進されることとなり、2004年3月22日フィリピン国水質浄化法

(Republic act No.9257) が制定された(図表 2.9-33 参照)⁵⁷。また、翌年5月には、水質浄化法の施行規則(環境天然資源省省令 2005-10) が承認された。

図表 2.9-33 排出規制(水域)に関する法令(その1)

法令名	水質浄化法 Clean Water Act (Republic Act No. 9275) An Act Providing for a Comprehensive Water Quality Management and for other purposes.
所管官庁	環境天然資源省 (Department of Environment and Natural Resources ; DENR)
規制対象物質とその選定理由	【規制内容】 ・ 水域または縁水域への、または、潮の満干、暴風雨、洪水等によって物質が水域または表層水に流され易い場所への、水質汚染または水域の自然流の妨げを生じるような物質の、直接的あるいは間接的な排出または沈積、または、それを生じるような行為。 ・ 地下水を汚染するような物質の、土壌または下層土への排出または注入、あるいは滴下を生じるような行為。但し、DENR の認可を受けた地熱プロジェクトの場合は、管理された上での短期間の排出(立坑試験、水放出、試運転、ガス抜き等)、地熱流体の深部での再注入が容認される(地下水の汚染防止のための安全策が取ら

⁵⁶ OSHC <http://oshc.dreamhost.com/page.php?pid=23>

⁵⁷ JICA フィリピン水質管理能力強化プロジェクト
<http://www.jica.go.jp/project/philippines/0600814/01/index.html>

法令名	水質浄化法 Clean Water Act (Republic Act No. 9275) An Act Providing for a Comprehensive Water Quality Management and for other purposes.
	れること)。 <ul style="list-style-type: none"> 有効認可の無所持または規約条件への違反によって認可を取り消された後の規制対象水汚染源を排出するような設備の運転。 下水汚泥または固形廃棄物法で定義される固形廃棄物の海中への無認可の移動または遺棄。 危害廃棄物法で禁止されている化学薬品・物質・汚染源の移動、遺棄、排出。 危害廃棄物法で禁止されている化学薬品・物質・汚染源の、水域への、またはそれらが表層水、地面、海岸、海水に流され易い場所への排出あるいは滴下をもたらすような故意または過失による設備の運転。 法律に違反した活動、プロジェクトの展開、拡張、排水/下水設備の運転。 水質浄化法準拠の有効認可の無所持または条件規約への違反によって認可を取り消された後の規制対象水汚染源の排出。 <p>【罰則等】 水質浄化法に対する違法行為には、罰金または懲役の罰則が科される。</p> <p>【排出基準】</p> <p>DAO 1990-35 Revised Effluent Regulations of 1990, Revising and Amending the Effluent regulations of 1982 http://cdmdna.emb.gov.ph/elaws/Images/DAO%201990-35.pdf (参考) 旧基準 http://cdmdna.emb.gov.ph/elaws/Images/DAO%201990-34.pdf</p>

図表 2.9-34 排出規制（水域）に関する法令（その2）

法令名	行政命令 1990-35 11982 年排水基準を補足・改定する 1990 年排水基準改定版 DAO 1990-35 Revised Effluent Regulations of 1990, Revising and Amending the Effluent regulations of 1982
所管官庁	環境天然資源省 (Department of Environment and Natural Resources ; DENR)
規制対象物質とその選定理由	【排出基準】 排出基準が、ヒ素、カドミウム、クロム（六価）、シアン化物、鉛、全水銀、ポリ塩化ビフェニル(PCB)、ホルムアルデヒドについて以下に定められている。 具体的な基準値については、図表 2.9-35 参照。 DAO 1990-35 Revised Effluent Regulations of 1990, Revising and Amending the Effluent regulations of 1982 http://cdmdna.emb.gov.ph/elaws/Images/DAO%201990-35.pdf (参考) 旧基準 http://cdmdna.emb.gov.ph/elaws/Images/DAO%201990-34.pdf

本法令の規制について、特徴的な点を以下に述べる。

・規制対象物質：

水域への排出基準については、水質浄化法が制定される以前の 1982 年排水基準を補足・改定する 1990 年排水基準改定版に定められている（図表 2.9-34 参照）。有害物質について、公衆衛生保護のための最大値を、保護水域カテゴリーI（クラス AA 及び SA）、同 II（クラス A、B 及び SB）、淡水クラス C、海水クラス SC 及び海水クラス SD の 5 分類

において、それぞれ既設、新設に分けて定めている。また同様に一般及びその他の汚染物質について、上記 5 分類にその他の分類されていない水域を加えた 6 分類において、それぞれ既設、新設の施設に分けて定めている。

日本の水質汚濁防止法では、排水基準が適用されるのは特定事業場に限られるのに対し、本法で定められる水質基準は、あらゆる種類の汚染源に対して適用される。対象物質及びその排水基準は、図表 2.9-35、図表 2.9-36 のとおりである。日本の水質汚濁防止法における健康項目に相当するのが図表 2.9-35 の「有害及びその他の有毒物質（公衆衛生保護のための最大値）」、生活環境項目に相当するのが図表 2.9-36 に示す「一般及びその他の汚染物質」である。

図表 2.9-35 排水基準：有害及びその他の有毒物質（公衆衛生保護のための最大値^(a)）
（単位：mg/L）

項目	保護水域 カテゴリー I (AA、SA)		保護水域 カテゴリー II (A、B、SB)		淡水 C		海水 SC		海水 SD	
	既設	新設	既設	新設	既設	新設	既設	新設	既設	新設
ヒ素	(b)	(b)	0.2	0.1	0.5	0.2	1.0	0.5	1.0	0.5
カドミウム	(b)	(b)	0.05	0.02	0.1	0.05	0.2	0.1	0.5	0.2
クロム（六価）	(b)	(b)	0.1	0.05	0.2	0.1	0.5	0.2	1.0	0.5
シアン化物	(b)	(b)	0.2	0.1	0.3	0.2	0.5	0.2	—	—
鉛	(b)	(b)	0.2	0.1	0.5	0.3	1.0	0.5	—	—
全水銀	(b)	(b)	0.005	0.005	0.005	0.005	0.005	0.005	—	—
ポリ塩化ビフェニル (PCB)	(b)	(b)	0.003	0.003	0.003	0.003	0.003	0.003	0.003	—
ホルムアルデヒド	(b)	(b)	2.0	1.0	2.0	1.0	2.0	1.0	—	—

(a)-この表す基準値は最大値であり他に定めのない限りこれを超えてはならない。

(b)-汚水及び工場排水の排出は禁じられている、または許可されていない。

2 アジア諸国における化学物質管理制度の現状に関する調査

2.9 フィリピン

図表 2.9-36 排水基準：一般及びその他の汚染物質

項目	単位	保護水域 カテゴリー I (AA, SA)		保護水域 カテゴリー II (A, B, SB)		淡水 C		淡水 D		海水 SC		海水 SD 級及び その他の分類さ れていない水域	
		既設	新設	既設	新設	既設	新設	既設	新設	既設	新設	既設	新設
色度	PCU	(b)	(b)	150	100	200(c)	150(c)	—	—	(c)	(c)	(c)	(c)
温度 (摂氏、上昇分)	℃	(b)	(b)	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
pH (範囲)	—	(b)	(b)	6.0-9.0	6.0-9.0	6.0-9.0	6.5-9.0	5.0-9.0	5.0-9.0	6.0-9.0	6.0-9.0	5.0-9.0	5.0-9.0
COD	mg/L	(b)	(b)	100	60	150	100	250	200	250	200	300	200
沈殿性物質(1 時間)	mg/L	(b)	(b)	0.3	0.3	0.5	0.5	項目なし	項目なし	項目なし	項目なし	項目なし	項目なし
BOD(5 日、20℃)	mg/L	(b)	(b)	50	30	80	50	150(d)	120	120(d)	100	150(d)	120
全浮遊物(TSS)	mg/L	(b)	(b)	70	50	90	70	200	150	200	150	(g)	(f)
全溶解物(TDS)	mg/L	(b)	(b)	1,200	1,000	—	—	2000(h)	1500(h)	—	—	—	—
界面活性剤(MBAS)	mg/L	(b)	(b)	5.0	2.0	7.0	5.0	—	—	15	10	—	—
油分 (エーテル抽出)	mg/L	(b)	(b)	5.0	5.0	10.0	5.0	—	—	15	10	15	15
フェノール類	mg/L	(b)	(b)	0.1	0.05	0.5	0.1	—	—	1.0(i)	0.5(i)	5.0	1.0
全大腸菌	MNP/100ml	(b)	(b)	5,000	3,000	15,000	10,000	(j)	(j)	—	—	—	—

・淡水域の河川、湖、貯水湖等その他の類似の水域において、全溶解物 (TDS) の自然状態での値が水質環境基準値より高い場合、その 10% を超える値の排水を出してはならない

・COD 値は一般的に家庭排水の処理施設からの排水に適用される。工場排水については、排水基準は処理後の COD 値と BOD 値の割合によって、ケースバイケースで決められる。各排出者によってこの割合が決められない仮期間中は、BOD 基準値のみが適用される

・クロムについては、海水を使用しかつ使用後に内水域に排出される工場排水以外には基準値が定められていないが、500mg/L を超えてはならない。

・排水基準は製造業に関する工場や市町村の処理施設で 1 日当たりの排水量が 30 立方メートルを超える場合に適用される。

(a)特に記されていない限り、すべての値は 90 百分位数である。この値は排出者が毎日モニタリングを行う場合にのみ適用される。そうでない場合、表中の値は年に 1 回、超えてはならない数値を示している

(b)汚水及び/かつ工場排水の排出は禁止または許可されていない

(c)排水地点以降に異常な色が見られないこと

(d)処理前の排水の BOD 値が 1,000mg/L 以上 3,000mg/L 未満の排水の場合は、最高 200mg/L または 90% の削減率のいずれか厳しい値までこの基準値を超えてよい

(e)乾期には全浮遊物は排水される水域の全浮遊物量を 30% 以上増加させてはならない

(f)乾期には 30mg/L 以下の増加を抑えること

(g)乾期には 60mg/L 以下の増加を抑えること

(h)排水が灌漑用水に供される場合は最大制限値は 1,500mg/L (既存工業施設)、1,000mg/L (新規工業施設)

(i)魚の味及びにおいや腐敗等に影響を与える濃度ではない

(j)排水が生で食される果物や野菜等の灌漑に利用される場合は、糞便性大腸菌は 500MPN/100ml 未満でなくてはならない

・規制内容：

工場等の点源の管理のみならず、一般家庭からの排水やし尿処理問題等の非点源対策についても対象としている。水質管理地域の設定、アクションプランの作成のほか、企業等にインセンティブを供与し、市場メカニズムを活用して自己規制を奨励するという考え方が取り込まれ、排水許可の取得、排水課徴金の徴収、セルフモニタリングレポートの提出等多くの新たな対策が導入された。

<排水課徴金制度>

各汚染源からの汚染物質(BOD 換算)の排出量(排水負荷量)によって課徴金が課せられる。収集された課徴金は「地方水質管理基金」へ組み込まれる。この排水課徴金制度は、日本の水質汚濁防止法には無い市場メカニズムを活用し自主管理を促す仕組みである。

[算定式]

$$WDF = LN \times R$$

WDF：課徴金、LN：排水負荷量(kg/year)、R：5 フィリピンペソ/kg

$$LN(BOD/TSS) = [(C_F - C_A)(Q_F \times N_F)] \times 0.001$$

C_F：BOD/TSS 日平均濃度(mg/L)、Q_F：日平均排水量(m³/day)

N_F：年間の排出を行った日数(days/year)、C_A：取水する水源の水質濃度(mg/L)

<排水許可料金>

排出量と重金属の含有有無によって排出許可料金が定められている(図表 2.9-37 排水許可料金)。

図表 2.9-37 排水許可料金

排出量	年間料金 (フィリピンペソ)	
排出ゼロ	2,000.00	
—	重金属なし	重金属含
10m ³ 以下	2,000.00	2,600.00
10m ³ から 30m ³	2,200.00	2,800.00
30m ³ から 100m ³	2,500.00	3,100.00
100m ³ から 150m ³	2,700.00	3,300.00
150m ³ 以上	3,300.00	3,900.00

<未達成区域の指定>

特定の汚染物質が水質ガイドラインの基準を超える場合は、水質未達成区域を指定する。水質未達成区域に指定された水域においては、既存の汚染源から特定の汚染物質の排出削減を図る対策を推進し既存の汚染源からの排出を削減しない限り、新たな汚染源の設置を許可しないこととしている。

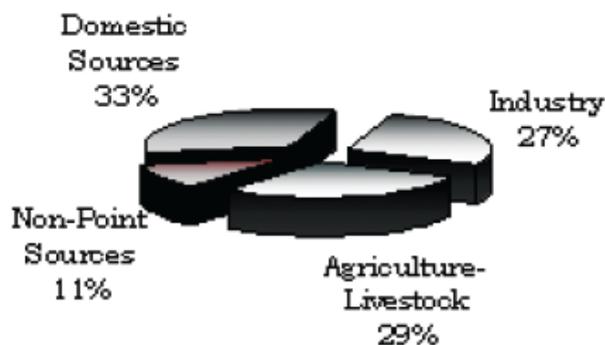
・運用体制、実態：

<運用体制>

主管官庁は、環境天然資源省である。その組織、人員、予算等は、「(a)-1 化学物質一般」の項で述べた通りである。

<運用状況>

フィリピンにおける水域への汚染物質の排出割合を図表 2.9-38 に示す。2001 年から 2005 年における工業分野からの排出は、家庭からの排出 33%、農業・畜産からの排出 29% に次ぐ 27%であった。



図表 2.9-38 点源・非点源からの水域への汚染物質の排出割合（2001-2005 年）

フィリピンでは、有害化学物質による汚染以前に BOD の高さが問題となっている。図表 2.9-39 に示すように、環境基準値を上回る河川が半数程度ある。なお、地下水については、ガソリタンクや廃棄物処分場からの浸出水の漏えい、下水系統からの漏えいや肥料・農薬の過剰使用による汚染が問題となっている⁵⁸。

⁵⁸ 環境天然資源省 Brown Environment Report (2005-2007)

図表 2.9-39 主要な河川の溶存酸素濃度と生化学的酸素要求量

地域	河川	クラス	平均溶存酸素濃度 (mg/L)	基準値適合状況	平均BOD(mg/L)	基準値適合状況
III	Meycauayan River	C	5.05	Passed	56.00	Failed
	Marilao River	A	5.39	Passed	21.17	Failed
	Bocaue River	C	5.78	Passed	8.83	Failed
IV-A	Imus River	C	5.16	Passed	10.13	Failed
	Ylang-ylang River	C	4.47	Failed	29.79	Failed
IV-B	Mogpog River	C	7.49	Passed	-	-
	Calapan River	C	3.86	Failed	5.88	Passed
V	Anayan River	D	5.92	Passed	3.85	Passed
	Malaguit River	C	6.56	Passed	2.73	Passed
	Panique River	C	7.08	Passed	1.05	Passed
VI	Iloilo River	C	5.36	Passed	3.64	Passed
VII	Luyang River	C	7.86	Passed	2.31	Passed
	Sapangdaku River	C	6.84	Passed	0.54	Passed
X	Cagayan de Oro River	A	8.27	Passed	4.00	Passed
CAR	Balili River	-	6.17	Passed	25.36	Failed
NCR	Marikina River	C	2.20	Failed	25.43	Failed
	San Juan River	C	1.63	Failed	40.42	Failed
	Paranaque River	C	1.39	Failed	39.90	Failed
	Pasig River	C	2.41	Failed	15.45	Failed

<出典>環境天然資源省 Brown Environment Report (2005-2007)

海域については、マニラ湾の汚染が問題とされている。マニラ湾の底質における重金属の濃度を図表 2.9-40 に示す。

図表 2.9-40 マニラ湾の底質における重金属の濃度 (mg/kg)

サンプルコード	クロム	銅	亜鉛	鉛	ニッケル
1	139.0	65.9	124.0	13.0	16.0
2	127.0	56.7	102	14.1	16.8
3	107.0	69.6	85.7	15.7	17.4
4	67.6	73.9	74.6	8.69	17.1
5	52.2	84.7	84.5	18.2	18.7
6	58.4	75.5	104.3	14.34	9.92
7	49.9	90.3	86.1	13.1	12
8	71.5	71.2	122.0	26.6	10.2
9	71.4	77.2	80.4	20.4	18.0
平均値	82.7±27.8	73.7±7.1	96.0±15.2	16.0±4.1	15.1±3.0

<出典>環境天然資源省 Brown Environment Report (2005-2007)

<海外の影響>

水質浄化法の制定により、環境天然資源省には水質管理に必要なさまざまな政策や手続規則、ガイドライン等の作成と実行が求められることとなったが、その実施体制には多くの課題があった。このためフィリピン政府は、技術的側面及び政策的側面を含む総合的な

2 アジア諸国における化学物質管理制度の現状に関する調査
2.9 フィリピン

水質管理能力の向上のための技術協力を日本に要請し、2004年10月からJICAの支援により「水質管理能力強化プロジェクト」が実施されることとなった。

現在同プロジェクトはフェーズ2（2006年1月31日から2011年1月30日）の段階にあり図表 2.9-41 のような支援が実施されている。

図表 2.9-41 水質浄化法の実施に関する JICA の支援

実施項目	内容	詳細項目
水質管理地域アクションプラン	水質管理活動を効率的に行うため、特定の地域を「水質管理地域(WQMA)」として指定し、目標と目標の達成計画を立てる。計画は、環境管理局地域事務所が中心となって作成し、水質管理地域管理委員会」や地方自治体、NGO、その他の行政機関とも議論して決定する。	<ul style="list-style-type: none"> ・水質管理地域のモニター計画 ・未達成水域の指定 ・汚染源調査 ・水質モデルの適用 ・地域間の相互視察 ・地域協力の調整
水質管理の実施	ガイドラインやマニュアルを用いて、実際の水質管理活動を実施する。利水目的別の水域分類、水質のモニタリング実施やその調査結果をデータベース化、汚水の排水料の徴収、排水料の積み立て・活用等。	<ul style="list-style-type: none"> ・汚染源の優先付けと監査手順 ・内陸、海岸/海域水域の分類 ・データベース管理 ・課徴金集金と会計システム ・排水許可と排水課徴金システム ・基金管理とモニター活動 ・水質管理地域の基金管理とモニター活動
コマンドアンドコントロール	専門家による検討、及び環境保全と経済発展の両方を十分考慮した適正な統制管理型の水質基準・排水基準設定。	<ul style="list-style-type: none"> ・水質基準・排水基準の改定 ・基準の柔軟的適用のガイドライン
市場原理に基づく水質管理手法	汚水の排出量に応じた料金設定、汚染源に決められた排出量の割り当て、また許可された排出量のうち実際には排出していない量を他の排出者と取引する仕組みの導入。	<ul style="list-style-type: none"> ・市場原理に基づく政策の策定
情報の普及	住民の水質改善の重要性と取り組みへの理解と参加を促進するため、水質管理に関する情報を一般国民に提供する。	<ul style="list-style-type: none"> ・一般への情報普及
プロジェクトの持続性	ガイドラインやマニュアルを環境管理局が十分に活用できるよう研修や訓練を実施。地域の地域事務所職員も参加し、中央事務所と地方事務所間の行政手続きの調整や他機関からの支援が得られるような仕組みづくりを実施。	<ul style="list-style-type: none"> ・ガイドライン等に関する訓練 ・情報システムと基金管理に関する訓練 ・地域事務所間の調整 ・他の援助機関からの追加支援の創出

【土壌】

フィリピンには、土壌汚染対策法に対応する法律は整備されていない⁵⁹。

⁵⁹ 西山徹「中国と諸外国における土壌汚染調査と企業のグローバル環境マネジメント」（2006年）

(h) 排出規制 (PRTR)

PRTR に類似した制度として、Self-Monitoring Report (以下、SMR) System が導入されている⁶⁰。これは、環境天然資源省の環境管理局が SEECCTA プロジェクト (Strengthening Environmental Enforcement and Compliance Capacity Technical Assistance Project) を開始したことをきっかけとし、その一環として 2003 年に導入された。SEECCTA プロジェクトは、ENB の環境経営・保護の担当能力強化、及び、産業界の環境保護への取組状況に関する情報開示の強化を目的として実施されたものである。

図表 2.9-42 PRTR 類似制度に関する法令 (その 1)

法令名	セルフモニタリングレポートの作成提出に関する行政命令 Amending DAO 26, DAO 29 and DAO 2000-81 among others on the Preparation and Submission of Self-Monitoring Report (SMR) (DAO 2003-27)
所管官庁	環境天然資源省 (Department of Environment and Natural Resources ; DENR)
目的等	本システムの目的は以下の 2 点である。 ・事業者が、環境基準の遵守状況を表明できるようにすること ・環境管理局が、事業者における環境基準の遵守状況を確認できるようにすること。
規制対象物質とその選定理由	報告対象物質は、以下の法規制等の規制対象物質である。 (各法令の詳細及び対象物質については、(a)-1、(f)①及び②を参照のこと) ・ R.A.6969 (有害物質及び有害・核廃棄物管理法) ・ P.D.984 (水質汚濁防止法) ・ R.A.8749 (大気汚染防止法) ・ P.D.1586 (一般環境の大気質及び水質モニタリング等)
規制内容	<p>【対象業種】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ DAO (DENR Administrative Order) No.1992-26 (汚染監視事業者に関する事項) の Annex A (汚染監視の求められる業種) 及び B (常時汚染監視が必要とされる事業者) に指定された事業者は、セルフモニタリングレポートを年 4 回、基準となる日から 15 日以内に提出しなければならない。^{第 5 条} <p>【報告形式】</p> <p>提出は、書面あるいはメール等の電子媒体で行う。^{第 5 条}</p> <p>【SMR の評価】</p> <p>EMB は、提出された SMR を 15 営業日以内にレビューしなければならないとされている。^{第 6 条}</p> <p>【公表事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 個々の SMR は公開される。ただし、R.A. 6969 に基づく企業の機密情報は公開されない。^{第 7 条}

具体的な報告項目及びフォーマット、手続きの詳細については、DAO 2003-27(セルフモニタリングレポートの作成提出に関する行政命令)のためのリファレンスマニュアルに定められている。

⁶⁰ SMR システムの詳細については、3.3.2 諸外国における PRTR 制度類似制度の調査-フィリピン共和国を参照。

図表 2.9-43 PRTR 類似制度に関する法令 (その2)

法令名	DAO 2003-27(セルフモニタリングレポートの作成提出に関する行政命令)のためのリファレンスマニュアル MEMORANDUM CIRCULAR NO. 2003 – 008 Series of 2003
所管官庁	環境天然資源省 (Department of Environment and Natural Resources ; DENR)
規制対象物質とその選定理由	報告対象物質は、以下の法規制等の規制対象物質である。 (各法令の詳細及び対象物質については、(a)-1、(f)①及び②を参照のこと) <ul style="list-style-type: none"> ・ R.A.6969 (有害物質及び有害・核廃棄物管理法) ・ P.D.984 (水質汚濁防止法) ・ R.A.8749 (大気汚染防止法) ・ P.D.1586 (一般環境の大気質及び水質モニタリング等)
規制内容	<p>【報告事項】</p> <p>本システムの趣旨は、環境規制の遵守状況を確認することを目的としているため、環境規制に関するモニタリング結果を報告することになる。報告の項目別に、以下のフォーマットが用意されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ MODULE 1 : 一般情報 ・ MODULE 2 : 有害物質及び有害・核廃棄物管理法(R.A. 6969)の遵守状況 ・ MODULE 2A : CCO Report (化学品管理令報告)に係る事項 ・ MODULE 2B : 有害廃棄物の排出事業者に係る事項 (廃棄量、保管量、取扱量等) ・ MODULE 2C : 有害廃棄物の処理業者、リサイクル業者に係る事項 (処理量、保管量、未処理量) ・ MODULE 3 : 水質汚濁防止法(P.D. 984)の遵守状況 (排水量、排水濃度、処理コスト等) ・ MODULE 4 : 大気汚染防止法(R.A. 8749) の遵守状況 (燃焼量、排気量、排気濃度、処理コスト等) ・ MODULE 5 : 一般環境の大気質及び水質モニタリング等 (事業所周辺濃度等) ・ MODULE 6 : その他 事故等の記録 <p>【SMR の評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ なお、提出された SMR は以下の観点から評価がなされ、評価の完了した SMR は順次公開される。 ・ SMR を受領した地域事務所は、まず SMR の必要事項がすべて入力されているかチェックする。未記入箇所や修正が必要と認められた場合は、SMR は直ちに事業者に差し戻される。EMB は、提出された SMR を 15 営業日以内にレビューしなければならないとされている。 ・ 次に、EMR による技術的な評価がなされる。技術評価は、少なくとも以下の観点で行われなければならないとされている。 <ul style="list-style-type: none"> － 全ての記入情報が要求に合致しているか。 － 適切な測定単位が示されているか。 － 全ての記入情報は、データ収集、モデリング、サンプリング、分析の標準的な手法により正確に示されているか。 － 全ての記入情報について、所見、評価、分析、勧告の観点から整合性が取れているか。 － 環境基準の要求基準に対応しているか。

本法令の規制について、特徴的な点を以下に述べる。

・運用体制、実態：

<運用の状況とその効果>

SMR システムの狙いは、SMR の提出を企業に促すことにより、企業の自主的管理が進むことを狙いとしている。このため、提出された SMR については規制遵守状況の確認に用いられるものの、その結果を利用して何らかの評価を行うことはなされていない。

<影響を受けた国、他国との協力体制等>

SEECCTA プロジェクトには、日本政府と世界銀行が共同で設置した基金（Policy and Human Resources Development Fund）から資金が提供されている。また、本システムのリファレンスマニュアルが、米国 EPA の National Environmental Performance Track Program 及び Audit Policy Interpretive Guidance を参考として作成されている。

(4) 管理制度の国際整合性等からみた今後の方向性

【既存化学物質リスト】 【新規化学物質の管理】

フィリピンでは、既存化学物質リストの整備、新規化学物質の審査制度が整備されており、先進諸国の管理制度に近い制度の整備が進んでいる。

【GHS】

GHS の導入を進めるため、2009 年に関係省庁の役割を確認し省庁間委員会を設置している。具体的な制度構築は、現在各省庁で進められているところであり、環境天然資源省が一般化学品についてラベリング（表示）及び SDS を要求する規則の草案を策定し、2011 年 3 月現在パブリックコメントの募集を実施しているところである。

【WSSD 目標への対応】

SAICM の実施について中心的な役割を果たしているのは、環境天然資源省の環境管理局（DENR-EMB）である⁶¹。環境管理局は RA 6969 及びその施行規則の施行によって SAICM に対応するとし、重点的な実施項目として(1)国際条約（ストックホルム条約、ロッテルダム条約、モントリオール議定書、バーゼル条約）の施行、(2)化学品管理令の発布、(3)PICCS の運用、(4)PMPIN の発行を挙げている⁶²。

この他、関連当局の実施項目は以下のとおりである。

⁶¹ フィリピンは、SAICM に対するナショナルプロフィールを作成・公表していない。ただしフィリピンアジェンダ 21 において化学物質の管理について「化学物質に関する国家政策の策定」を 1996～2005 年に実施するとしているほか、「禁止あるいは規制されている化学物質に関する他国との情報交換手続と規制管理基準の整備」「輸入化学物質の有害性情報の提出要求」「有害化学物質の輸入・輸出の事前通報同意政策の採択と施行」「代替化学物質の研究と開発」について 2006～2025 年を取組期間として示している(<http://www.psdn.org.ph/agenda21/start.htm>,)。また、フィリピン中期開発計画の Green Philippines の章で化学物質関連の実施項目を示している

(http://www.neda.gov.ph/Plans_and_Reports/spm/2004-2010/Chapter3.pdf)。

⁶² 環境天然資源省 Brown Environment Report (2005-2007)

- ・ 農業省肥料農薬庁；(1)大統領令 1144 に基づく農薬及び肥料の製造・調合・輸入・流通・貯蔵・販売・輸送・使用・廃棄の管理、(2)農薬及び肥料の登録、(3)輸入、流通、再調合等の事前のライセンス発行、(4)製品の標準に関する当局との協力と監視により製品が基準を満たしていること及び労働安全衛生基準に基づく適切な取り扱いがなされることを確保、(e)基準違反に対する罰金及び制裁の実施、その他教育・訓練の実施と情報の普及を実施。
- ・ 農業省作物産業局⁶³；RA 7607 に基づき、農産品及びその加工品への農薬残留量の監視と消費者の安全のための政策の勧告。
- ・ 関税局；改正大統領令 1454（フィリピン関税法）に基づく化学品管理令等の執行。
- ・ 保健省；マラリアの抑止目的以外の DDT の使用を禁止した FPA1989 年農薬覚書第 4 号に基づく DDT の輸入管理。

【リスクベースの管理の導入】

環境経由の健康リスクの評価方法について Philippine National Framework and Guidelines for Environmental Health Impact Assessment に定められている⁶⁴。

【海外の影響】

フィリピンは、化学物質管理の法制度を導入する際に様々な国の技術協力等を活用してきている。例えば、労働安全衛生については米国、大気への排出規制については欧州、水域への排出規制については日本の影響を強く受けている。今後も先進諸国の優れた部分を取り入れて総合的な化学物質管理を目指していくこととなろう。

また、二国間のバイラテラルな協力関係以外に、国際機関を通じて影響を受けている場合もある。例えば、UNEP により発足した CIEN（Chemical Information Exchange Network）⁶⁵により、教育訓練や設備の導入、インターネットによる技術情報へのアクセスの促進、化学物質管理に関する国家の能力強化が行われている。

この他 POPs に関しては、POPs のリスク評価と管理に関するキャパシティービルディングを目的としたカナダ国際開発局（Canadian International Development Agency）によるプロジェクトが完了し、GEF-UNIDO の支援により非燃焼型の技術による POPs 分解技術が導入され 2008 年 3 月からの 4 年間で 6,879 トンの PCB 廃棄物のうち 1,500 トンを処理する予定となっている。また、GEF と世界銀行の支援による POPs の総合管理プロジェクトが 2008 年 2 月に採択された。

⁶³ Bureau of Plant Industry; Department of Agriculture

⁶⁴ 保健省 <http://www2.doh.gov.ph/ehia.htm>

⁶⁵ CIEN フィリピンホームページ

<http://www.estis.net/includes/file.asp?site=cien-ph&file=7E9E6C59-EF1E-46D2-AC5D-9C624CB2C61E>

【日本の支援の可能性】 【わが国の化学物質管理の方向性に関する参考】

フィリピンは、既存化学物質インベントリを整備し新規化学物質の審査制度を有するほか、特定用途に関する法令も整備しており化学物質を総合的に管理するための基本的な制度を有しているといえる。またセルフモニタリングレポートシステムのように事業者の自主管理を目指した仕組みも導入してきている。一方で、排出規制に対するコンプライアンスの問題等法令の実施の面で課題もみられるほか、GHSのような新たな仕組みの導入はまだ緒についたばかりである。また、インターネットを通じたデータベースサービスの提供は、たとえば環境影響評価の実施状況に関する情報提供を行うデータベース等の一部分野で実施されているが、有害物質及び有害・核廃棄物管理法に関する情報提供は十分になされていない。

フィリピンに対し、日本はこれまでに水質浄化法の実施について技術的側面及び政策的側面を含む総合的な水質管理能力の向上のための技術協力を実施してきているほか、労働安全衛生の分野においても労働安全衛生センターの設立をはじめとして法令の実施のための技術協力を行ってきた。こうした実績を生かし、今後も化学物質管理制度の実施のために法制度の施行に関するノウハウの提供やデータベースの構築等の分野で技術的な協力をしていくことが期待されているだろう。また、事業者が法令を遵守できるよう、事業者の自主管理能力を向上するためのノウハウ・技術の提供も求められていると考えられる。

そして将来フィリピンにおける化学物質管理がさらに進展していけば、例えば化学物質に関するデータの相互受け入れやフィリピンでの審査実績を活用した日本における審査手続きの簡略化等の方向性も探ることが可能となるかもしれない。